

者又はその者の包括承継へ連合国人であるものは、主務省令で定める手続により、主務大臣に対し、当該財産の現状の調査を請求することができる。

連合国人が昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月二日までの期間内における政府又は日

本人による不当な取扱に因り財産が侵害され、且つ、当該財産が同期間内のいずれかの時において本邦内にあつたと認める場合において、当該財産をその侵害があつた時において有していた者がその時において連合国人等であり、且つ、当該連合国人が当該財産をその侵害があつた時において有していた者又はその者の包括承繼人であるとき

は、当該連合国人は、主務省令で定める手続により、主務大臣に対して、当該侵害の認定及び当該財産の現状の調査を請求することができる。但し、当該財産が第二條第三項第一号から第三号までに掲げる財産又は捕獲の検定があつた財産であるとき

は、この限りでない。

第一項の規定による第七條第四項第一号若しくは第二号に掲げる財産の現状の調査の請求又は前項の規定による侵害の認定及び財産の現状の調査の請求は、前項の規定により当該請求をすることができる者が第二條第二項第一号「日本国との平和條約第二十五條に規定する連合国」とあるのを「日本国との平和條約の最初の効力発生時に

いて同條約第二十五條に規定する連合国である國」と読み替えられた場合において連合国人であるときは日本國との平和條約の最初の効力発生時から九月内に、その者がその時において同條約第二十五條に規定する連合国でなかつた國がその後同條に規定する連合国となつたことに因り連合国人となつたものであるときはその國が同條に規定する連合国となつた時から九月内に、第一項の規定による第七條第四項第三号に掲げる財産の現状の調査の請求は、当該財産が第二條第三項第四号の規定により返還せり指定された時から九月内に、しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定は、第二條第四項各号に掲げる財産、第十二條の二第一項、第二項又は第四項の規定により返還の請求がされた財産及び連合國財産である株式の回復に関する政令第四條第一項、第二項又は第四項の規定により回復の請求がされた株式については、適用しない。

5 主務大臣は、第一項の規定により同項に規定する者から財産の認定及び財産の現状の調査を請求されたときは、書面をもつて、その者に対して認定の結果を通知して当該財産の現状を通知しなければならない。

6 主務大臣は、第二項の規定

7 第一項、第二項、第五項又は前項の規定による請求又は通知は、該請求をする者が連合国との公共団体若しくはこれに準ずるもの、連合国の国籍を有する者又は連合国法の法令に基き設立された法人その他の団体であるときは、当該連合国政府を経由して、その者がその他のものであるときは、直接に、しなければならない。

8 第一項及び第二項において「その者の包括承繼人」とは、当該者が死亡し、又は合併に因り解散した場合におけるその相続人、受遺者、合併後存続する法人及び合併に因り設立された法人をいい、本項中「当該者」とあるのを本項に規定する相続人、受遺者、合併後存続する法人及び合併に因り設立された法人」と読み替えた場合において該当する者を含む。

第十二條の二を次のように改める。

(返還請求の手続)

第十二條の二 第七條第四項各号に掲げる連合国財産をこれらの号の区分に応じて該各号に掲げる時ににおいて有していた者(その者が死亡し、又は消滅している場合においては、その者が死んだの死亡又は消滅の際日本國以外の國の公共団体若しくはこれに準ずるもの、日本國以外の國の

国籍を有する者又は日本國以外の國の法令に基き設立された法人その他の團體であつたときは、當該國の政府が、その者がその際その他ものであつたときは、主務大臣がそれぞれ前條第八項に規定するその者の包括承繼人が當該財產の返還請求権を有する者として認めたもの。以下本項において同じ。)と連合國人であるものは、主務省令で定める手続により、主務大臣に対し、當該財產の返還を請求することができる。但し、その第七條第四項各号に掲げる連合國財產をこれららの号の区分に応じ當該各号に掲げる時において有していた者が法人である場合において、政府が當該法人の株式又は持分について生じた損害についての連合國財產補償法(昭和二十六年法律第二百六十四号)第十五條第一項に規定する補償金支払請求書の提出を受けているときは、この限りでない。

の、連合国に財産を有する者は又は連合国の法令に基き設立された法人その他の団体であるときは、当該連合国政府は、主務省令で定める手続により、当該返還請求権者に代り、主務大臣に対しても直接に、当該連合国財産の返還を請求することができる。

5 主務大臣は、連合国財産補償法第十五條第一項に規定する補償金支払請求書の提出があつたため、第一項但書の規定により返還の請求をすることができなくなつた連合国財産があるときは、これを告示する。

第十三條第一項各号列記以外の部分中「返還請求権者」の下に「又は前條第四項の規定によりその者は代り連合国財産の返還を請求することができる連合国政府」を加え、「第十四條」を「第十四條の規定により國が所有し、且つ、占有している財産の返還をする場合、同條の規定により第二條第三項第四号に掲げる財産を返還する場合」に改め、同項第二号中「且つ、」の下に「当該返還を請求した者に」と加え、同項第二号中「占有者の下に「で國以外の者」を「又は」の下に「当該返還を請求した者に」を加え、同項第四号中「返還請求権者に」を「当該返還を請求した者に」改め、同項第五号中「当該証券を返還請求権者」を「当該証券を当該返還を請求した者」に改め、同條第六項を同條第七項とし、同條第五項の次に次の一項を加える。

主務大臣は、第一項第二号の規定により財産を譲渡したときは、第七條第一項の規定により当該財産を国に無償で譲渡することを申し出た者に対しその

旨を通知しなければならない。
第十四條第一項中「返還請求権者から連合国財産である國の所有に属する財産」を「返還請求権者又は第十二條の二第四項の規定によりその者に代り連合国財産の返還を請求することができる連合国の政府から連合国財産で國が所有し、又は占有しているもの」に改め、同條第二項中「且つ、」を「又は当該返還を請求した者に」に改める。

第十五條第一項中「返還請求権者」の下に「又は第十二條の二第四項の規定によりその者に代り連合国財産の返還を請求することができる連合国の政府」を加える。
第十六條第一項中「返還請求権者から」を「返還請求権者又は第十二條の二第四項の規定によりその者に代り連合国財産の返還を請求することができる連合国政府から」に改め、同條第六項中「又は第三項の規定による命令をしたとき」を削り、同項を同條第四項とし、同條第三項を次のよう改める。
3 旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律第六條第一項から第四項まで及び第七條の規定は、第一項の規定により、旧外貨

よつて借り換えられた外貨債に當該外貨債を第七條第四項各号に掲げる財産の区分に応じ当該各号に掲げる時において有して有したもののが返還された場合について、定するその者の包括承継人が当該借換に因り邦貨債を取得したものが返還された場合について、準用する。この場合において、旧外貨債処理法による借換外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律第六條及び第七條第一項の規定によりその証券が有効なものとされる外貨債又は「大蔵大臣」とあるのは、それぞれ「連合國財産の返還等に関する政令第三十四條第一項に規定する主務大臣」と、同法第六條第一項中「借換により邦貨債を取得した者(その者の包括承継人を含む。)又は「当該邦貨債」とあるのは、それぞれ「返還を受けた者又は「当該外貨債の借換により取得された邦貨債」と、同法第七條(同條第二項を除く。)中「借換により邦貨債を受けた者」と、同條第一項第三号中「旧外國為替管理法に基く命令により支払」とあるのは、「支払」と、同條第五項中「同項第三号に規定する利子の支払を受けた者」又は「邦貨債を取得した者は外貨債の返還を受けた者」とあるのは、「外貨債の返還を受けた者」と、同條第一項第三号に規定する利子の支払を受けた者

「第七條第一項に規定する外貨債の利札に限る。」又は「第七條第一項に規定する外貨債の利札」とあるのは、それぞれ「当該外貨債の返還を受けた者」、「第四條第二項の規定により有効なものとされる利札（第一項に規定する外貨債の利札に限る。）」について同項に規定する支払を受けた者（その者の包括承繼人を含む。）又は「第一項に規定する外貨債を連合国財産の返還等に関する政令第七條第四項各号に掲げる財産の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者又は同令第十二條第八項に規定するその者の包括承繼人が当該外貨債の利札について支払を受けているときは、当該外貨債の返還を受けた者」と読み替えるものとする。

第十七條及び第十八條を次のように改める。

（返還請求権の消滅）

同條に規定する連合国となつたものに因り連合国人となつたものであるときはその国が同條に規定する連合国となつた時から九月内に、当該財産の返還の請求がされなかつたときは、当該財産の返還請求権は消滅する。

2 第二條第三項第四号又は第五号に掲げる連合国財産の返還の請求がこれらの方の規定により主務大臣が当該財産を指定した時から九月内にされなかつたときは、当該財産の返還請求権は、消滅する。

3 主務大臣は、前二項の規定により返還請求権の消滅した連合国財産があるときは、これを告示する。

(返還を請求しない旨の通知があつた財産)

第十七條の二 主務大臣は、返還請求権者から連合国財産の返還の請求をしない旨の通知があつたときは、これを告示する。

(返還を要しなくなつた財産)

第十八條 主務大臣は、第十二條の二第五項、第十七條第三項又は前條の告示があつた財産が第七條第二項の規定により國が譲り受けた財産であるときは、同條第一項の規定により当該財産の譲渡を申し出た者に對し、当該告示に係る事項を通知しなければならない。

で定める手続により、当該告示があつた日から二月以内に、国が当該財産を譲り受けた日以後その保全のために要した費用の額とその法定利息の額との合計額に相当する金額を主務大臣に支払つて当該財産を買い受けることができる。

3 第十二條の二第五項、第十七條第三項又は前條の告示があつた財産が、当該告示があつた日において、第八條第一項の規定により選任された管理人の管理に付せられているものであるときは、当該管理人は、当該日ににおいて解任されたものとみなす。

4 第十七條第三項又は前條の告示があつた財産が第七條第四項第一号、第二号又は第四号に掲げる財産であつて、当該財産をこれららの号の区分に応じ当該各号に掲げる時ににおいて有していた者(当該財産が当該各号に掲げる時後包括承継の方法のみに因り移転した場合において当該財産を取得した者を含む。)が当該告示があつた日ににおいて有しているものであるときは、当該財産は、当該日において国庫に帰属するものとする。

第十九條の見出し中「金額」を「金額等」に改め、同條第一項中「第七條第四項第二号から第四号までに掲げる財産を当該各号」を「第七條第四項第四号に掲げる財産を同一」と、「連合國人」を「者」に改め、「第二十二条及び」を削り、同條第二項中「同條第四項」

の下に「若しくは第十四條第二項」を、「申し出た者」の下に「で國以外のもの」を加え、同様第五項中「主務省令で定めるところ」を「主務省令で定める手続」に改める。
第二十條中「特別会計に屬する連合國財産が返還されたときは」を「國が所有する連合國財産で特別会計に屬するものが返還請求権者に譲渡された場合において、当該譲渡の際當該財産の上に第二十條第一項の規定により消滅した権利（担保権を除く。）が存していなかつたときは」に、「返還された日」を「譲渡された日」に改め、同條に次の一項を加える。

2 第十四條第二項の規定により國が所有する連合國財産で特別会計に屬するものが返還請求権者に譲渡された場合において、当該譲渡の際當該財産の上に存していた権利（担保権を除く。）が第二十三條第一項の規定により消滅したときは、政府は、当該財産の売却価額に、当該財産の当該譲渡の際ににおける時価を当該時価とその消滅した権利の合計額で除して得た割合を乗じて得た金額を、当該連合國財産が譲渡された日の属する年度の翌年度までに、一般会計から當該特別会計に繰り入れるものとする。

第二十二條を次のように改める。

第二十二条 第二條第三項第五号に掲げる連合国財産で日本軍隊が昭和十六年十二月八日以後占領していたことがある地域において同号の侵害がされたもののが、第十三條第一項第二号の措置若しくは同項第三号の命令に係る措置により又は同條第四項の規定により返還請求権者に譲渡された場合においては、当該財産を譲渡した者(当該財産が第七條第二項の規定により主務大臣が譲り受けた財産であるときは、同條第一項の規定により当該財産の譲渡を申し出た者)は、主務省令で定める手続により、主務大臣に対し、国が当該財産の対価として収納した代金に相当する金額の支払を請求することができる。

のを「連合国財産の返還等に
関する政令第七條第四項各号に
掲げる財産をこれらの号の区分
に応じて当該各号に掲げる時に
おいて有していた者の所属する
る国と日本国との間に平和條
約の効力が発生した時」と読み
替えてこれらの規定を適用して
算出した金額とし、以下本條に
おいて「損害額」というのが第一
号に掲げる金額に満たないとき
は、主務大臣は、その者に対し
左の各号に掲げる金額の合計額
から当該損害額を差し引いた金
額に相当する金額の支払を請求
することができ、当該損害額と等しいと
き、又は当該金額をえるときは、
は、主務大臣は、その者に対し
第一号に掲げる金額に相当する
金額の支払を請求することができる。

二 第七條第四項各号に掲げる財産でこれらの方の区分に応じ当該者が当該各号に掲げる時において有していたものと旧敵産管理人が売却した際ににおけるその売却代金(日本銀行の特殊財産管理勘定に払い込まれたものを除く。)の金額

前項の規定は、第七條第四項各号に掲げる財産を当該各号に掲げる時ににおいて有していた者が死亡し、又は消滅し、その者の包括承繼人が一であつて当該包括承繼人が死亡せず、又は消滅していない場合について準用する。この場合において、前項各号列記以外の部分中「その者」が、「その者に」「有していた者」の所属又は「その者に対し」とあるのは、それぞれ「これらの者」が、「これらの者に」「有していた者又はその者の包括承繼人」の所属又は当該包括承繼人に対し」と、同項第一号中「有していた者又はその者の包括承繼人」又は「その者又はその者の包括承繼人」と、同項第一号中「当該者」とあるのは「有していた者又はその者の包括承繼人」又は「その者又はその者の包括承繼人」と読み替えるものとする。

る時において有してはいた者が死
亡し、又は消滅し、その者の包
括承継人が二以上あつた場合及
びこれらの号に掲げる財産をこ
れらの号の区分に応じ当該各号
に掲げる時において有してはいた
者が死亡し、又は消滅し、その
者の包括承継人が一であつて、
且つ、当該包括承継人が死亡
し、又は消滅している場合につ
いて準用する。

日本銀行は、前項の規定によ
る払いもどしの請求があつたと
きは、当該請求をした者に対
し、その請求に係る金額を支払
わなければならない。この場合
において、第四條第一項及び第
五條の規定は、適用しない。
3 日本銀行が管理する特殊財産
管理勘定に属する資金の払いも
どし請求権は、譲渡することができ
ない。

2 前條第一項の規定は、前項の規定による払いもどしの請求があつた場合について適用する。この場合において、前條第二項後段中「第四條第一項及び第五條」とあるのは、「第五條」と読み替えるものとする。

第三十條第一項中「又は返還」を「若しくは返還、第十二條第一項若しくは第二項の規定による請求があつた財産の現状の調査又は同條第二項の規定による請求があつた財産についての侵害の認定」に、「当該財産の保全義務者若しくは保全義務者であつた者」を「これらの財産若しくはこれらの財産である権利の目的物を有し、保管し、若しくは管理している者若しくはこれら財産若しくはこれらの財産である権利の目的物を有し、保管し、若しくは管理したことがある者」に、「当該保全義務者若しくは保全義務者であつた者」を「これらの者」に改める。

第三十一條第十項中「公債等」を「公債等の登録」に改める。

第三十二條第二項中「第十八條」を「第十八條第二項」に改め、同條第三項中「連合国人」を「者又は第十二條第八項に規定するその者の包括承繼人」に改め、同條第五項を次のように改める。

5 所得稅法及び資產再評価法（昭和二十五年法律第二百十号）の適用については、第十三條第一項第三号若しくは第五号の命令に係る措置により又は同條第四項の規定により連合國財產を譲渡した者及び第七條第一項の規

定により連合国財産の譲渡を申し出た者が第十九條第六項の規定により支払を受ける金額は、当該財産の譲渡価額とみなし、同條第一項第二号の措置若しくは同項第三号若しくは第五号の命令に係る措置により又は同條第四項の規定により連合国財産が譲渡された際当該財産の上に存していた権利で第二十三條第一項の規定により消滅したものをおしていた者及び第十三條第一項第四号の命令に係る措置により又は同條第四項(同條第一項第四号に係る部分に限り)の規定により連合国財産である地上権、永小作権、地役権又は賃借権が返還された際これらの権利の目的物の上に存していた権利で第二十三條第二項又は第三項の規定により消滅したものをおしていた者が第十九條第六項の規定により支払を受けた金額は、その消滅した権利の譲渡価額とみなす。

第三十四條を次のように改めること。

(主務大臣及び主務省令)

第三十四條 この政令において主務大臣は、第二條第三項第四号に掲げる財産、同項第五号に掲げる財産である船舶及びこれに積載されている物で日本軍隊が昭和十六年十二月八日以後占領していたことがある地域又は公海において同号の侵害がされたもの並びにこれらについてする行為に関する事項については運輸大臣とし、その他の事項につ

2 この改令において主務省令は、大蔵大臣が主務大臣である事項については大蔵省令とし、運輸大臣が主務大臣である事項については運輸省令とする。
第三十五条第七号を削る。
附則第六項を次のように改め
る。
6 旧敵産管理人が選任された際の管理に付せられた財産で連合国等支配法人が当該管理に付せられた時に有していたもの及び第二條第三項第二号又は第三号に掲げる財産でこれららの財産が生じ、又は取得された時に連合国人等支配法人が取得したものうち、当該法人の株式又は持分が旧勅令第二條第一項の規定により返還されたことに因り連合国人等が当該法人の經營を支配することとなつた時に当該法人が有していたものは、第二條第三項の規定にかかわらず、連合国財産には含まれないものとする。

(連合国財産の返還等に関する政令の一部改正に伴う経過規定)
第二條 この法律施行前改正前の連合国財産の返還等に関する政令(以下本條において「旧令」という。)第十一條の二第一項の規定により財産の返還の請求がされ、当該財産の返還がこの法律施行の際にまでにされていない場合において、当該請求をした者がこの法律施行の際改正後の連合国財産の返還等に関する政令(以下本條において「新令」という。)第十二條の二第一項又は第二項の規定により当該財産の返還を請求することができるときは、当該財産の返還の請求は、この法律施行後は、それぞれ新令第十二條の二第一項又は第二項の規定によりされた財産の返還の請求とみなす。
2 前項の場合において、同項の財産が旧令第二條第三項第八号の規定により指定された財産であるときは、当該財産は、この法律施行後は、新令第二條第三項第五号の規定により指定された財産とみなす。
3 この法律施行前旧令第十二條の二第二項の規定によりされた財産の現状の調査の請求は、当該請求をした者がこの法律施行の際新令第十二條第一項の規定により当該財産の現状の調査を請求することができるとみられる者であるときは、この法律施行後は、同項の規定によりされた財産の現状の調査の請求とみられる。

なす。

4 この法律施行前旧令第十七條第

ものがあるときは、この法律施行後直ちに、これを告示する。

卷之三

頃又は第九頃の腹室より薙苔菌

龜皆一章「收羅清求龜若等」改

事又は第九項の規定により適合財産に含まれない財産及びこの法

〔第十二條の二第一項〕の下に、「

8 旧令第十一條第一項、第二十六

第二項並びに第三十三條の規定は、この法律施行前主務大臣が相

でないもの又は新令第十二條第八項に規定するその者の包括承継人

令第二十五号)第四條第一項の規定により沒収された財産について

中「返還請求権者」を「返還請求
者等」に改める。

5 旧令第十九條から第二十一條ま

で、第二十三條から第三十五條まで、第二十七條、第二十九條、第

財産を譲り受けた場合については、この法律施行後も、なお、法

9 この法律施行前旧令第七條第一項の規定による三月三十日以後の事

項の規定により主務大臣が譲り受けた財産で新令第二條第三項に規定する場合に該当する。

定する連合国財産に該当しないものうち、この法律施行の際まで二回も第一二条の二第一項の規定

は旧令第十二條の二第一項の規定による返還の請求がされなかつた

を申し出た者は、主務省令で定める手続により、この法律施行の日から二月以内に、国民、当該財産を

が四二月以内に本国が当該賄賂を譲り受けた日以後その保全のため重要な費用の額三三〇法定期則

に要した費用の額とその法定積立の額との合計額に相当する金額を主務大臣に支払つて当該財産を買取る。

主教大臣に支拂ひて当該賄賂を蒙
り受けることができる。

1 第二項の規定が他の本
力を見るに付する旧令第二十六條第一項
及び第二項の規定は、前項と規定

及び第二項の規定は、前項に規定する財産で同項に規定する期間内に

は同項の買受がされたものについては、当該期間を経過したま

日から適用しない。

財産のうち、新令第二條第三項に規定する連合国財産に該当しない

ため必要な事項を定めることを目的とする。

(連合国財産の返還等に関する
政令との関係)

第一條の二 連合国財産の返還等

に関する政令(昭和二十六年政令第六号)の規定は、同令第二

條、第八條、第九條、第十二
條、第十三條第一項第一号及以

第五号、第二十二條の二、第三
二五条第三号及び第四号、第三

十五條第三号及び第四号、第三
十八條並びに附則第八項及び附

則第十七項から附則第二十項までの規定を除く外、この政令の

適用を受ける株式については、

(連合国、連合国人及び連合国
適用しない)

人等の意義)

「連合国」とは、連合国財産の返還等に関する政令第二条第二項

選等は開く。以下第二回第一項
第一号に掲げる国をいう。

この政令において「連合国人」とは、連合国財産の返還等に關

する政令第二條第二項に規定す
る連合國へぞ、う。

この政令において「連合国人をいふる」

等」とは、連合国財産の返還等に関する政令第二條第三項第一号

に規定する連合国人等をは

第二條第一項中「第四條第一號

を「第四條第一項」に改め、「回復請求権者に回復するため旧敵産等

理法施行令(昭和十六年勅令第千九百七十九号)第四條第二項の規定

「十一九号」第四回第二項の批評に基いて大蔵大臣が解任した」を

前り、「回復請求権者に回復するため第十八條第四項、第十九條第

一 第四条又は第二十一条の二第五項^アで当該株式を回復するため旧敵産管理法施行令(昭和十六年勅令第百七十九号)第四條第二項^イ規定により当該株式に回復することを要しないことが明らかになつたため「回復されない」とは第十九條第一項に改め、「回復されない」を削り、同項各号を次のように改める。

二 旧敵産管理人の管理に付されたことのある株式で当該管理に付せられた時において有していたものはこれに代わる株式

三 前号に掲げる株式以外の式で大藏大臣が連合国財産返還等に関する政令第十二条第二項の規定による認定の請求に基き昭和十六年十二月一日から昭和二十年九月二日までの期間内における政府若くは日本人による不当な取引により当該株式に係る権利侵害されたと認定したものうち、その侵害があつた時おいて連合国人等であつたが当該時において有していないもので大蔵大臣が指定するの又はこれに代わる株式

四 第二條第三項中「前二項において」を「この政令において」に改める。

(回復請求の手続)

(旧連合国財産の返還等に関する件第二條第一項の規定に基いて大蔵大臣が返還するその他必要な措置を命じた株式、旧敵産管理人の管理に付せられていた株式で当該株式を回復するため旧敵産管理法施行令第四條第二項の規定により当該旧敵産管理人が解任されたもの、第三十二條第二項の規定による回復の措置がとられた株式及び同條第五項の規定による告示があつた株式を除く。以下同じ。)を、これらの号の区分に応じ當該番号に掲げる時において有していた者(その者が死亡し、又は消滅している場合においては、その者がその死亡又は消滅の日日本国外の国の公共団体若しくはこれに準するもの、日本國以外の国籍を有する者又は日本國以外の国の法令に基き設立された法人その他の団体であつたときは、大蔵大臣がそれぞれその者の包括承継人で当該株式の回復請求権を有する者として認めたもの。以下本項において同じ。)で連合国人であるものは、大蔵省令の定めるところにより、大蔵大臣に対して、当該株式又はこれに代わる株式及び当該株式又はこれに代わる株式(当該株式又はこれに代わる株式に係る子株があるときは、当該株式又はこれに代わる株式及び当該株式の回復を請求することができる。但し、その左の各号によ

掲げる連合国財産株式又は在外会社等株式をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時ににおいて有していた者が法人である場合において、政府が当該法人の株式又は持分について生じた損害について連合国財産補償法（昭和二十六年法律第二百六十四号）第十五條第一項に規定する補償金支払請求書の提出を受けているときは、この限りでない。

一 第二條第一項第一号に掲げる株式 当該株式が旧敵産管理人の管理に付せられた時

二 第二條第一項第二号に掲げる株式 当該株式について同号の侵害がされた時

3 前二項の規定による連合国財産株式又は在外会社等株式の回復請求権の承継人で連合国人であるものは、大蔵省令の定めるところにより、大蔵大臣に対して、当該株式（当該株式に係る子株があるときは、当該株式及び当該子株）の回復を請求することができる。

4 回復請求権者が連合国の公共
團体若しくはこれに準するもの
連合国の国籍を有する者又は連
合國の法令に基き設立された法
人その他の團体であるときは、
当該連合国の政府は、大蔵省令
の定めるところにより、当該回
復請求権者に代り、大蔵大臣に
対して直接に、当該回復請求権
者が第一項又は第二項の規定に
より回復の請求をすることがで
きる株式の回復を請求すること
ができる。

内に、当該回復請求権者がその時ににおいて同條約第二十五條に規定する連合国でなかつた國がその時後同條に規定する連合国となつたことに因り連合国人となつたものであるときは、その國が同條に規定する連合国となつた時から九月内に、当該株式の回復の請求がされなかつたときは、当該株式(当該株式に係る子株があるときは、当該株式及び当該子株)の回復請求権は消滅する。

2 第二條第一項第二号の規定により大蔵大臣が指定した株式又はこれに代わる株式の回復の請求が当該指定の時から九月内にされなかつたときは、当該株式(当該株式に係る子株があるときは、当該株式及び当該子株)の回復請求権は、消滅する。

第十八條第一項中「第五條第一項の規定による連合国財産株式又は子株の回復の請求を受けた」を「回復請求権者又は第四條第四項の規定によりその者に代り連合国財産株式又は子株を回復することを請求された」に、「第四條第一号及び第二号」を「第四條第一項各号」に改め、「その前者が」の下に「第四條第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる時までに」を「回復請求権者に対し」を「前項」を「前項に規定する回復請求権者は、前項」に「回復請求した者は、前項」に

求権者がその「」を「当該回復を請求した者がその「」に改め、「その前者が」の下に「第四條第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる時までに」を加え、同條第三項中「その前者が」の下に「第四條第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる時までに」を加え、「前項の規定による回復請求権者が」を「第一項に規定する回復を請求した者が前項の規定により」に、「当該請求権者」を「回復請求権者」に改め、同條第四項中「回復請求権者から」を「回復請求権者又は第四條第四項の規定によりその者に代り株式の回復を請求することができる連合国政府から」に、「回復請求権者に当該株券」を「当該回復を請求した者に当該株券」に改める。

第十九條第一項中「回復請求権者がから」を「回復請求権者又は第四條第四項の規定によりその者に代り株式の回復を請求することができる連合国政府から」に、「回復請求権者に当該株券」を「当該回復を請求した者に当該株券」に改める。

第二十條第一項中「回復請求権者」を「連合国財産株式又は子株の回復を請求した者に改め、同條第二項中「回復請求権者に引き渡された」を「連合国財産株式又は子株の回復を請求した者に引き渡された」に、「当該回復請求権者」を「回復請求権者」に改め、同條第三項中「第四條第一号及び第二号」を「第四條第一項各号」に改め、「その前者が」の下に「第四條第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる時までに」を加え、同條第三項中「その前者が」の下に「第四條第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる時までに」を加え、「前項の規定による回復請求権者が」を「第一項に規定する回復を請求した者が前項の規定により」に、「当該請求権者」を「回復請求権者」に改め、同條第四項中「回復請求権者から」を「回復請求権者又は第四條第四項の規定によりその者に代り株式の回復を請求することができる連合国政府から」に、「回復請求権者に当該株券」を「当該回復を請求した者に当該株券」に改める。

時までに」を加える。
第二十條の二第一項中「第五條
第一項の規定による連合國財產株
式又は子式の回復の請求を受け
た」を「回復請求権者又は第四條第
四項の規定によりその者に代り連
合國財產株式又は子株の回復を請
求することができる連合國の政府
から連合國財產株式又は子株を回
復することを請求された」に改め、
同條第一項中「回復請求権者に」を
「当該回復を請求した者に」に改め、
同條第三項中「回復請求権者は、前
項」を「前項に規定する回復を請求
した者は「同項」に「回復請求権者
が」を「当該回復を請求した者が」
に改め、同條第四項中「前項の規定
により回復請求権者が」を「当該株
式の回復を請求した者が前項の規
定により」に改め、同條第五項及び
第六項中「回復請求権者から」を
「回復請求権者又は第四條第四項
の規定によりその者に代り連合國
財產株式又は子株の回復を請求す
ることができる連合國の政府か
ら」に、「回復請求権者に当該株券
を「当該回復を請求した者に当該
株券」に改め、同條第十二項中「回
復請求権者が第五項」を「連合國財
產株式又は子株の回復を請求した
者が第五項」に、「回復請求権者に」
を「当該回復を請求した者に」改め
る。

を「もの」に改める。
第二十三條第一項中「大蔵大臣は、」の下に「回復請求権者から」を
加え、「に関する回復請求権者の請求がないことが明らかになつたこと
に因り、又は回復請求権者」を
「を請求しない旨の通知があつた
ことに因り、連合国財産補償法第
十五條第一項に規定する補償金支
払請求書の提出があつたため第四
條第一項但書の規定により連合國
財産株式又は子株の回復の請求を
することができないなつたことに
因り、第五條第一項若しくは第二
項の規定により連合国財産株式若
しくは子株の回復請求権が消滅し
たことに因り、又は連合国財産株
式若しくは子株の回復を請求した
者に改め、同條第二項を削り、同
條第三項中「前項の規定」を「第四
項第六号又は第七号の措置」に改
め、同項を同條第七項とし、同條
第四項中「第二項の規定」を「第四
項第八号の措置」に改め、同項を同
條第八項とし、同條第六項中「第二
項の規定」を「第四項第一号、第三
号若しくは第六号の措置又は第七
五号の措置」に改め、同項を同條第
九項とし、同條第七項中「前項の規
定は、」の下に「第三條第一号若し
くは第二号に掲げる特定株式であ
つた株式で第四條第一項但書の規
定により回復の請求をすることが
できなくなつたものの株主又は」
を加え、「第二項の規定」を「第四項

2 同項を同條第十一項とし、同條第一項の次に次の五項を加える。

2 特定株式につき前項の規定による通知があつた場合において、当該株式が当該通知があつた日において連合国財産の返還等に関する政令第八條第一項の規定により選任された管理人の管理に付せられているものであるときは、当該管理人は、当該日において解任されたものとなす。

3 第三條第一項第一号若しくは第二号に掲げる特定株式で回復請求権者からその回復を請求しない旨の通知があつたことに因り、又は第五條第一項若しくは第二項の規定により回復請求権が消滅したことにより回復請求権者に回復することを要しないことが明らかになつたもののうち、当該株式について第一項の規定による通知があつた日までに払込期日が到来している株金額の全部が当該通知があつた日までに払い込まれてゐるものには、当該日において国庫に帰属するものとする。

4 第一項に規定する会社は、同項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、回復請求権者に回復することを要しないことが明らかになつた株式について、左の各号に定める措置をとらなければならない。

一 当該株式が前項の規定により国庫に帰属した株式であるときは、大蔵大臣の命すると

を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理)

第二條 この会計は、建設大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第三條 この会計においては、第一條の規定による借入金、法第三條第一項の規定による地方公

金、法第七條の規定による借款とし、道路の新設及び改築(舗装を含む。以下同じ。)に必要な費用、貸付金、第十一條の規定による借入金の償還金及び利子並びに附屬諸費をもつてその歳入とし、道路の新設及び改築(舗装を含む。以下同じ。)に必要な費用、貸付金、第十一條の規定による借款並びに附屬諸費をもつてその歳入とする。

(歳入歳出予定計算書の作製及び添付)

第四條 建設大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予定計算書には、左の書類を添附しなければならない。

一 前前年度の貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三 前年度及び当該年度の直轄道路整備事業及び地方公共団体に対する貸付の計画表

(歳入歳出予算の区分)

第五條 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分す

る。

(予算の作成及び提出)

第六條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第四條第一項に規定する歳入歳出予定計算書及び同條第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

(損益の処理)

第七條 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れて整理するものとする。

2 この会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、これを積立金に組み入れて整理するものとする。

2 この会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、その損失については、積立金を減額して整理するものとする。但し、その損失の額が積立金の額を超えるときはその超過額を、積立金がないときはその損失の額をそれを損失の繰越として整理するものとする。

3 前二項に規定する損益計算の方

(剩余金の繰入)

第八條 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書と同一の区分)

により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第六條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前條第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同條第二項に規定する當該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(建設大臣は、前項の規定による

義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用すること

ができる。

2 建設大臣は、前項の規定による

義務をしたときは、大蔵大臣及び

会計検査院に通知しなければならぬ。

3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費について、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(資産の計理)

第十一條 この会計においては、道路の新設及び改築に必要な費用、当該新設及び改築に必要な事務取扱費並びに貸付金の財源に充てるため必要があるときは、この会計の負担において、資金運用部から借入金をすることができる。当該借入金のうち、貸付金の財源に充ててあるための借入金以外のものの利息の支出に必要な財源についても、同様とする。

(余裕金の預託)

第十二條 この会計において支払用部に預託することができる。

(借入金の借入及び償還の事務)

第十三條 第十一條の規定による借入金の借入及び償還に関する事務

(国債整理基金特別会計への繰入)

入金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

2 前項の資産のうち建設費用の価額については、建設大臣の定めるところにより、毎会計年度、減額して整理するものとする。

(支出来済額の繰越)

第六條 この会計において、支払用部に預託することができる。

(支出来済額の繰越)

2 前項の資産のうち建設費用の価額については、建設大臣が大蔵大臣と

協議して定める。

2 前項の資産のうち建設費用の価額については、建設大臣が大蔵大臣と

協議して定める。

(支出来済額の繰越)

2 前項の資産のうち建設費用の価額については、建設大臣が大蔵大臣と

協議して定める。

その他資産の計理について必要な事項は、政令で定める。

2 前項の資産のうち建設費用の価額については、建設大臣が大蔵大臣と

協議して定める。

第四はドイツ財産管理令についてであります。従来在日ドイツ財産の管理処分については、連合国最高司令官が米英仏三国の受託者として日本政府に指示を与えておりましたが、條約発効後は平和協約第二十條の規定に基き、右の三国が日本政府に直接ドイツ財産の管理処分を委託することとなりますので、ドイツ財産管理令をその線に沿つて改正いたすこととした次第であります。

以上がボツダム宣言関係の法律案であります。

次に特定道路整備事業特別会計法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

今回政府は、道路の整備を促進し、

交通の利便を増進するため、現行の道

路法に対する特別措置として、その通

行または利用について料金を徴収する

ことができる道路の新設、改築等を行

うため、別途今国会に道路整備特別措

置法を提案申し上げ、御審議を願つて

あるのであります。この道路整備特

別措置法に基いて、政府の行う道路の

整備事業、並びに同法に基いて地方公

共団体が行う道路の新設及び改築に對

する所要資金の貸付に關しましては、

その政府における経理は、一般会計と

区分してその状況を明確にいたすこと

が適当と認められますので、これがた

め特別会計を設置することいたし、

この法案を提出いたしました次第であります。

次にこの法律案の内容の概略を申し上げますと、第一は、この会計の歳入及び歳出として經理する事項であります。すなわち歳入といいますものは、資金運用部からの借入金、道路の

通行または利用について徴収する料

金、地方公共団体に対する貸付金の償

還金及び利子その他とし、歳出といた

しますものは、道路の新設、改築に必

要な費用、地方公共団体に対する貸付

金及び補助金並びに資金運用部からの

借入金の償還金及び利子その他といた

してあります。

第二は、この会計の利益及び損失の

処理に関する事項であります。毎会

計年度におけるこの会計の損益計算上

の利益は積立金に組み入れ、損失が生

じましたときは、積立金をもつて補填

することとし、なお補填し得ない損失

の額は翌年度に繰越して整理すること

といたしていります。

第三は、資金の借入れに関する事項

でありまして、この会計におきまして

は、政府が行う道路の新設、改築に必

要な経費及び地方公共団体に対する貸

付金等の財源は、資金運用部から借り

入れることといたしていります。

第四は、資産の計理に関する事項で

あります。この会計における建設費

は、この会計の資産として整理するこ

とといたし、そのうち建設費用の償

還付金、未収金等につきまして

は、この会計の資産として整理するこ

とといたし、そのうち建設費用の償

慎重に研究してみたいと存する次第で
ござります。

○三甲(副)委員 この前もお伺いした
のとぞなますが、さらにお伺いた
したいと思う次第でございます。私は
この再評価という問題につきまして
は、いわゆるアンバランスといいます
か、場合によると資本金が非常に少くして
いて、割合利益がある場合もありました
り、あるいはその他の観点から考えま
して、やはり一定のレベルまで引上げ
て平均化する、こういうことが順序で
あると思います。政府といたしまし
ては、この前の質問の際には強制する
用意はないこう言つておられました
が、これは一般の常識からいって、なんら
るべく平均化したいという観点からい
たしまして、再評価いたしております
ものはけつこうであります。なお再
評価しないものにつきましては、何ら
かこれを懲戒いたしまして、その資本
等を一定のレベルに引上げるというこ
とが必要であるうと思ひます。これに
ついて政府はどう考えておりますか垂
りたい。

にきまつておるわけでありまして、大体の企業はやるだろと見ておつたわけであります。主として成績のいい企業は大分やつたようであります。それから株式を一般に公開しておるような会社は、収益状況さえよければ大体やつておるようでございます。ただ同族会社等におきましては、どうした関係かやつておるところと、やつてないもののが大分ございまして、現在でも法人の中にはやつてないところが大分あるようでございます。そういうものに対しまして、さらに再評価を強制するかどうかという問題でござりますが、これはやはり事柄の性質上、強制といふことまで行く必要はないのではないか。周知徹底をはかりまして、企業が任意に再評価するというのが建前としてはいいのではないか。申しますのは、強制するといったら、はたしてそれだけの価値があるかどうか、ということを、政府が全責任を負いまして認定しなくてはならぬ。これはやはり企業の立場から行きまして、はたしてそこまでやる必要があるかどうか、これは大分問題でございまして、そこまで行くのはやはり行き過ぎで、企業資産の内容をよく知つておるのは企業自体でござりますし、企業としては再評価して不利になることは、原則としてないのでございますので、これは企業が自己の責任においてやつて行くという、今のような行き方の方がいいのではないか、現在もなおそのように考えておる次第でございます。

これがなぜかといいますと、資本というものが非常に厳格に計算の中に入つておつたからであります。政府といたしましては今後超過所得というようなものを、考慮の中に入れてお考えになりますかどうか。入れた方が再評価を早めるやえんであろうと思いますが、これにつきましての構想を承りたい。

○平田政府委員 超過所得税の問題を、再評価を促進するという意味では、完全考えておりません。再評価はやはり再評価の見地から、妥当なところに、それより企業がやればいいのでありますし、超過所得税がなくても会社に利益が出来さえすれば、再評価をやつて損することはない。利益が出ないと、ことになりますと、これはやはり結局の再評価だけ損になりますので、これは問題は別ですが、相当な利益が出ることはない。利益が出なければ、六%の再評価税を納めまして、いつかは再評価差額は償却する経費に落すことがで起きるわけでござりますので、結局は法人税の四二%、地方税を入れますと五〇%近くの税が軽くなる、こういうことがありますので、これは損には全然ならないのであります。ただ欠損であるとなりますと、これは法人税のかかる利益が出て来ませんので、再評価したことによると、その目的を達成し得るのではないかと考えてございます。超過所得税の問題は、また別の角度からやるかやらぬかしないか、これは問題でありまして、現

況のとおりにきめましては、私どもはやはり超過所得税をすぐやるということは、適当ではないと考えておりますので、今後経済界の推移事態あるいは国家財政の事情その他等から考えて、将来の研究問題として慎重に研究して参りたいと考えておる次第でござります。

○三宅(則)委員 次にお尋ねいたしました事柄は、譲渡もしくは贈与等におきまして再評価で十万円を控除する、こういうことになつておるわけあります。これは山林の譲渡の場合にも十万円の控除があつたわけあります。が、再評価する場合においては、もう少しく譲渡いたしたときの控除率を高めてもらうようなわけに行かぬものか。たとえて言うとその倍額の二十万円といふような方法が想せられないものであるか、その辺をひとつ承りたい。

○平田政府委員 十万円の控除を認めましたのは、たゞ一課題を申し上げましたように、わざかな資産を売買しまして、その際一々再評価税、譲渡所得税の非常に煩雜な計算をしてもらわなければならぬ。お互に非常にめんどくさうである。ことに納税者の側から行きまして、申告なんかがなかなかむずかしいという問題もござりまするので、そういう煩雜をできるだけ除きたい。それに関連しまして少額の譲渡から生じまする課税を免除いたし、あるいは負担を緩和いたしまして、それによつて極力譲渡所得の課税の適正化に資したい。こういう趣旨でござりますので、十万円をあまり引上げるというのはいかがであろうかと思うのでござります。それで再評価差額から十万円

引きますので、実際は相当な優遇になります。山林の場合なんかにおきましても、中小の山林所得者の場合においてはよほど軽減になります。これによりますと大山林だけがなお相当問題が残つてゐるということは、私どもも先般申し上げた通りでございますが、少くとも中小の山林の所得の場合におきましては、今度の改正前と改正後とおそらく非常な違いでございまして、この辺は実行いたしましたあとにおきまして、三宅さん実際についてお調べ願ひますれば、その負担の軽減が非常に顯著なものであることを、必ずお気づきになると思います。両方から引きますとこれは実は相当な軽減になる。昔の譲渡所得税つまり再評価をしない前の譲渡所得税の場合にいたしまして、二十万円を引いたのと同じ結果になるものでございます。両方結局重複して引くのと同じ結果になるのでござります。私はよほどこの措置によりまして、資産を譲渡した場合の課税の軽減並びに簡素化という趣旨が実現できるものと、実は期待している次第でございます。株式でもあるいは山林あるいは不動産等によりまして、二、三十万円くらいあるいは四、五十万円くらいまで売買した場合、ほとんど再評価税とか譲渡所得税とかいつたようなめんどな手続は、たいていの場合は私はいらなくなる場合が多い、こういうふうに、先般も申し上げましたように相あらるかと存する次第でございます。

ノ音律　　なフシラヌミテリトナヒ

で、二、三質問いたしたいと存じます。私の質問はちょっと時間がかかるのであります。が、きょうは政府委員の出席がおそいので、二、三点だけを質問して、あとは明日にいたしたいと思ひます。

ますお問い合わせしたいことは、
の特殊清算費用は、昨年十一月末現在
において五十八億円余に達しているの
であります。これは換価額、たとえ
資産の評価額において八百七十億余
円、また支払額が八百四十七億余円に
達しております。これに対する清算費

費用は五十八億余円になつてゐるよう伺つておりますが、大体この清算の取扱いの類に対し、七分強に当つている相当額でありますので、この内容がどのようになつてゐるか。主としてその費用が一体どこから出るのかと、いうことを、お伺いいたします。

それから費用の内容であります。が、一見非常に費用がかかっているようですが、見えますが、これは單に人件費等のみならず、その保険とかあるいは建物等の管理維持とかその他債権の取立て、保全行為、そういうふうな要するに財産の管理的面に費やしている費用が相当ありますので、それを除いて経常的な人件費、旅費というような面から見ますと、それほど多額に上つているわけではないのであります。その費用の割合等につきましては、そういう修理費用は別といたしまして、その他の間接費用等は全体の業務の比率にて

り、それから人件費その他費用はその要した時間数等によりまして、正確

に比率を出してしまして、それで各閉鎖機関に割当てて徵収するというふうにいたしておりますので、比較的公正に行われているというふうに思つております。

○夏堀委員 そういたしますと、この費用は各会社のその整理金額に応じて割当てる、こうなうことですか。

○堀口説明員 お答えいたします。整理金額に比例するというよりも、むしろそれに要した労働量、あるいは直接

的な保険の費用あるいは管理の費用、そういうふうにかかつたコストでも割当てる、こういうことになつてゐるわけあります。

○夏堀委員 それではちよつとくどうようですかねども、いわゆる人件費といふものはどのくらいかかるつていいか。管理の費用はどのくらいかかるつていいか。大きづばでよろしくうござりますから、御説明願います。

○堀口説明員 二十六年度の予算書をちよつと持つておりますんで、あとで資料を差上げたいと思います。

○夏堀委員 それではその次に台湾銀行等の在外銀行等において、整理段階に現われた資産の内容がどうなつておりますか。

○堀口説明員 御質問の御趣旨は、おそらく台灣銀行、朝鮮銀行等の外地の金融機關、あるいは外債關係の金融機關についての御質問だと思ひますが、この閉鎖機関の制度は、内外にわかつておる間に、つまり講和條約発効以前において、国民经济上動かさなければならぬ資産を早く動かすために、内外の清算を二つにわけまして、できま

範囲の国内清算を進めて来て、それが
ら在外資産というようなものは、たな

上げにしたというようなかつこうになつておるわけであります。そこで開鎖機関本来の制度といたましても、国内にある資産を処分して、国内の店舗内にある資産をどうする。そこへ、国内の

の機関を主導する要するに日本に附着して、外的清算をどんどんやつてしまつて、対外的な関係は一応考慮の中に入れて、たな上げしていくという考え方でやつて来ておるわけであります。そういう観点から清算を進めて参りまして、大体これららの機関は国内清算はほとんど終了した

日本銀行との間の債権債務の關係はどうなつてあるのか。それをお伺いした

○堀口説明員 質問の第一点は、政府資金と申しますか、各銀行の株主構成の問題だとと思うのですが、大体において、今後銀行等であります上、合資会社といふと思ひます。

全部差上げたいと思います。

次の朝鮮銀行、台灣銀行の債権、債務というものは、要するに日本銀行から借り入れ、あるいは貸付という問題だらうと思うのですが、この日本銀行としての貸付、あるいは台灣銀行及び朝鮮銀行からの借入れという点は、ほとんどなかつたよう記憶しております。ただ為替送金等の問題で残が残っているものが若干あるかもしません。

○貢掘委員 在外銀行が現地で銀行債務を発行しているようなこともあるのじやないかといふことが、予想されるのであります、もしそういうことになつておれば、その金額は一体どうなつてゐるのか。先ほどたな上げといふ説明がありました、たな上げといふことは一体どういうことを意味しているのか。つまりこういふ銀行債券発行の金額に対して、たな上げといふことにされて、台灣なり朝鮮なりが一体黙つてゐるかどうか。これは日本の「方的解釈」によつてたな上げにするといつたところで、向うがその通りたな上げ

よつとこれは解釈ができないと存じま

○堀口説明員 ただいまの御質問の点
であります、たな上げといふ意味
は、閉鎖機関から申しますと、一応
外也との関係がはつきりしないうち

に、国内清算を進めて行くわけでありますから、その当時におきまして、将来外国からのクレームをどう措置するかという点に、非常に問題があつたわけであります。これにつきましては、在外会社も大体同じような方式をとつ

てあるわけですが、外地における資産と負債を対比いたしまして、資産が超過しているものについては国内でどん／＼清算を進めて行く、それから負債超過の場合には、その負債額を留保しながら清算を進められないというふうな方式をとつて来ておるわけであります。ただ閉鎖機関制度なり、あるいは在外会社の制度が、外国で認められるかどうかといふことに問題があるわけであります。今後のやり方としまして想像されるのは、講和條約の十四條かそのおもなる方針といいますか、それを決定することになると思うのであります。ですが、連合国内の資産については、十四條によりまして、連合国で留置、清算、その他の方法によつて処分することになつておるわけであります。それから中立国及び枢軸国内にある資産については、赤十字の国際委員会に引渡すことになつておる。それから朝鮮等地にあるもの、たとえば台湾、朝鮮等につきましては、特別とりきめによつて処置するようになつております。從つて、從来やつて來ました閉鎖機関の

制度が、これと厳密に合致するかどうかといふ点は、若干疑問があるわけであります。しかしながら政府といましてあります。やはりそれは総司令部のディレクティーブでやつた行為でありますし、それに合致するように、つまりそれに合致するよう、つまづきそれをよつてやつた行為を認めるように努力しなければならぬ、というふうに考えておるわけであります。そこでその資産、負債であります。閉鎖機関の場合、外國における資産をゼロと見まして、向うの負債全額を一応留保するとしてあります。従つて相当なクレームが来た場合でも、何とか措置できるのじやないかといふうに考えております。またこの講和條約によりまして、そのクレームが来ないと、いふうになれば、その資産は社債の弁済なり、財産の分配といふことができるのじやないかといふうに考えております。

○夏堀委員 資産の方はあちらの方で適当に、今御説明になつたような処理方法をとることとしても、負債勘定においての銀行の発行券が、たしかどちらの銀行にもあるわけであります。この銀行の発行した債券等があるかないか。これは台湾なり朝鮮なりで、民間で相当これを持つておるのは間違いないのであつて、そうした場合に、ただそれはたな上げになつたままでおるのか。あるいはあちらの政府の発行した通貨に切りかえになつておるのか。もし切りかえになつたならば、これに対する跡始末はどうなつておるのか。また切りかえになつておらなければ、一体それはどういう始末がつくのか。この点をお伺いしたいの

につきましては、現在まだわからぬあります。しかしながら政府といましてあります。やはりそれは総司令部のディレクティーブでやつた行為でありますし、それに合致するよう、つまづきそれをよつてやつた行為を認めるように努力しなければならぬ、というふうに考えておるわけであります。そこでその資産、負債であります。閉鎖機関の場合、外國における資産をゼロと見まして、向うの負債全額を一応留保するとしてあります。従つて相当なクレームが来た場合でも、何とか措置できるのじやないかといふうに考えております。またこの講和條約によりまして、そのクレームが来ないと、いふうになれば、その資産は社債の弁済なり、財産の分配といふことができるのじやないかといふうに考えております。

○夏堀委員 資産の方はあちらの方で適当に、今御説明になつたような処理方法をとることとしても、負債勘定においての銀行の発行券が、たしかどちらの銀行にもあるわけであります。この銀行の発行した債券等があるかないか。これは台湾なり朝鮮なりで、民間で相当これを持つておるのは間違いないのであつて、そうした場合に、ただそれはたな上げになつたままでおるのか。あるいはあちらの政府の発行した通貨に切りかえになつておるのか。もし切りかえになつたならば、これに対する跡始末はどうなつておるのか。また切りかえになつておらなければ、一体それはどういう始末がつくのか。この点をお伺いしたいの

につきましては、私たちもあまりはつきりしない点もあります。それから講和條約の條文から行きますと、さつき申しましたように、連合国内にある資産については十四條。それから割譲地の台湾及び朝鮮の問題につきましては、四條だつたと思ひますが、それによつて交渉の結果きまる。要するに頭題にしても、やはり債務としてこちらに要求して来る可能性はあると思います。ただその場合に、こちらとしてもその収取命令の性質なり、あるいは株主権というものがそこまで及ぶかどうかというような点なり、あらゆる面から在日資産を、少くとも向うへ渡さないか。これは台湾なり朝鮮なりで、民間で相当これを持つておるのは間違いないのであつて、そうした場合に、ただそれはたな上げになつたままでおるのか。あるいはあちらの政府の発行した通貨に切りかえになつておるのか。もし切りかえになつたならば、これに対する跡始末はどうなつておるのか。また切りかえになつておらなければ、一体それはどういう始末がつくのか。この点をお伺いしたいの

につきましては、現在まだわからぬあります。しかしながら政府といましてあります。やはりそれは総司令部のディレクティーブでやつた行為でありますし、それに合致するよう、つまづきそれをよつてやつた行為を認めるように努力しなければならぬ、というふうに考えておるわけであります。そこでその資産、負債であります。閉鎖機関の場合、外國における資産をゼロと見まして、向うの負債全額を一応留保するとしてあります。従つて相当なクレームが来た場合でも、何とか措置できるのじやないかといふうに考えております。またこの講和條約によりまして、そのクレームが来ないと、いふうになれば、その資産は社債の弁済なり、財産の分配といふことができるのじやないかといふうに考えております。

○夏堀委員 資産の方はあちらの方で適当に、今御説明になつたような処理方法をとることとしても、負債勘定においての銀行の発行券が、たしかどちらの銀行にもあるわけであります。この銀行の発行した債券等があるかないか。これは台湾なり朝鮮なりで、民間で相当これを持つておるのは間違いないのであつて、そうした場合に、ただそれはたな上げになつたままでおるのか。あるいはあちらの政府の発行した通貨に切りかえになつておるのか。もし切りかえになつたならば、これに対する跡始末はどうなつておるのか。また切りかえになつておらなければ、一体それはどういう始末がつくのか。この点をお伺いしたいの

につきましては、現在まだわからぬあります。しかしながら政府といましてあります。やはりそれは総司令部のディレクティーブでやつた行為でありますし、それに合致するよう、つまづきそれをよつてやつた行為を認めるように努力しなければならぬ、というふうに考えておるわけであります。そこでその資産、負債であります。閉鎖機関の場合、外國における資産をゼロと見まして、向うの負債全額を一応留保するとしてあります。従つて相当なクレームが来た場合でも、何とか措置できるのじやないかといふうに考えております。またこの講和條約によりまして、そのクレームが来ないと、いふうになれば、その資産は社債の弁済なり、財産の分配といふことができるのじやないかといふうに考えております。

○夏堀委員 私のお伺いしたいことと勝国としての立場において、この処理方法がおのずからわかつて来る考え方には、いわゆる敗戦国としての立場、職務にあります。そこで平等な立場において整理する場合には、これは債権債務の相殺というようなことを考えられるであります。ましようけれども、資産の面についての清算段階に現われた資産の内容

は接収されるが、負債はこれを先方の債権であるが、それが日本に對して損害の要求をすることがあります。しかしながら政府といましてあります。やはりそれは総司令部のディレクティーブでやつた行為でありますし、それに合致するよう、つまづきそれをよつてやつた行為を認めるように努力しなければならぬ、というふうに考えておるわけであります。そこでその資産、負債であります。閉鎖機関の場合、外國における資産をゼロと見まして、向うの負債全額を一応留保するとしてあります。従つて相当なクレームが来た場合でも、何とか措置できるのじやないかといふうに考えております。またこの講和條約によりまして、そのクレームが来ないと、いふうになれば、その資産は社債の弁済なり、財産の分配といふことができるのじやないかといふうに考えております。

○夏堀委員 ただいまの御質問の点につきましては、現在まだわからぬあります。しかしながら政府といましてあります。やはりそれは総司令部のディレクティーブでやつた行為でありますし、それに合致するよう、つまづきそれをよつてやつた行為を認めるように努力しなければならぬ、というふうに考えておるわけであります。そこでその資産、負債であります。閉鎖機関の場合、外國における資産をゼロと見まして、向うの負債全額を一応留保するとしてあります。従つて相当なクレームが来た場合でも、何とか措置できるのじやないかといふうに考えております。またこの講和條約によりまして、そのクレームが来ないと、いふうになれば、その資産は社債の弁済なり、財産の分配といふことができるのじやないかといふうに考えております。

○夏堀委員 ただいまの御質問の点につきましては、私たちもあまりはつきりしない点もあります。それから講和條約の條文から行きますと、さつき申しましたように、連合国内にある資産については十四條。それから割譲地の台湾及び朝鮮の問題につきましては、四條だつたと思ひますが、それによつて交渉の結果きまる。要するに頭題にしても、やはり債務としてこちらに要求して来る可能性はあると思います。ただその場合に、こちらとしてもその収取命令の性質なり、あるいは株主権というものがそこまで及ぶかどうかというような点なり、あらゆる面から在日資産を、少くとも向うへ渡さないか。これは台湾なり朝鮮なりで、民間で相当これを持つておるのは間違いないのであつて、そうした場合に、ただそれはたな上げになつたままでおるのか。あるいはあちらの政府の発行した通貨に切りかえになつておるのか。もし切りかえになつたならば、これに対する跡始末はどうなつておるのか。また切りかえになつておらなければ、一体それはどういう始末がつくのか。この点をお伺いしたいの

これは在外会社と歩調を合せて、一つの特別法をつくつて、その財産の最終的帰属なり、あるいは第一会社の設立なりを規定しなければいけない、そういうふうに考えております。

○夏堀委員 野党の方々も見えられたようですから、私はきょうはこの程度にして質問を終ります。明日またこれに関連した質問をいたしたいと存じます。今申し上げました点についての資料、及びただいま申し上げたこれらの事項に対し、明確に御答弁できるよろしくお尋ねいたしました。

○佐藤委員 了承いたしました。三宅君。

○三宅(則)委員 私は先ほど引続き

ましてお尋ねいたしました。資産再評価

の問題でござりますが、賠償指定施

設の工場等の再評価が、今度の解除に

よりまして行われるわけであります

が、大体私の感するところによりま

すが、仮勘定を持つてない会社があり

ます。つまり他に迷惑を及ぼさないで

再整備ができた事業、これはもうすぐ

あります。従いまして税法

打切ります。

○佐藤委員 了承いたしました。三

宅君。

○三宅(則)委員 私は先ほど引続き

ましてお尋ねいたしました。資産再評価

の問題でござりますが、賠償指定施

設の工場等の再評価が、今度の解除に

よりまして行われるわけであります

が、大体私の感するところによりま

すが、仮勘定を持つてない会社があり

ます。それが現在はゼロに評価さ

れています。つまり前の帳簿価格が十六

億五百万円でありましたのが、企業再

建整備法によりまして、賠償指定施設

はゼロに評価いたしております。帳簿

価格がありません。これを今度解除に

伴いまして、あるものは旧帳簿価格に

引直す、さらに旧帳簿価格から再評価

であります。その今指定になりました

ものうち、例の再建整備法によりま

してある、こういう二段構えに実は帳面のつ

けかえをやるということに相なるわけ

であります。その今指定になりました

ものうち、例の再建整備法によりま

してある、こういう二段構えに実は帳面のつ

けかえをやるといふことになります。

○三宅(則)委員 ただいまの御説明に

よりまして、概略のことは承ったので

ござりますが、やはり最近の機会に相

なるかと思つております。

○三宅(則)委員 ただいまの御説明に

よりまして、概略のことは承ったので

ござりますが、やはり最近の機会に相

なるかと思つております。

○平田政府委員 企業の減価償却資産

につきまして、再評価をやります場合

におきましては、利益が少いときには

認めておりますので、再評価税の利子

延納を認めております。この延納の場合

においては、これは利益がな

い、あるいは非常に少いというので

ありますので、再評価税の利子

延納を認めます。この延納の場合

においては、これは利益がな

い、あるいは非常に少いというので

ありますので、再評価税の

課税いたしていいたのでござりますが、二十五年の税制改正の際に、こうなう大衆消費税はできるだけやめる。こういう趣旨からいたしまして、今申し上げましたような税制前に通行税をかえてある次第でございまして、今のところ、これをすぐまたもとに戻さねば、少しいかがであろうかと考えられるのでございますが、将来の研究問題ではあるうと存じます。

ので、当分のうわがござりまするが、月末までに概算払はいたしまして、その翌月末に清算する、こういうのが実態に即するのではないかという意味でおきまして、今回改正案を提案いたしましたような次第でござります。

従来の十五万円以下全免を二十五万円以下全免。まあ七割程度全免する範囲を引上げよう。それから半額免税の範囲も三十万円を五十万円程度以下に改めよう。こういう趣旨であります。それと、それからもう一つ、従来は三十万円で打切つておりまして、それ以上の所得者の場合におきましては、災害減免法による減免をいたしていなかつたのでござりますが、もう少し上の所得者の場合に引きまして、全額の二割

なるべく寛大にして迅速にやるといふことが必要であると思ひます。が、政府はその算定方法についてはどううふうに考えておられますか。一応この際委員会に示されたいと存します。

○平田政府委員 災害には盜難は入っておりません。災害減免法であります。災害は、やはり天災その他の自然的な原因に基づく災害。これを減免にいたしております。盜難の場合は所得税法で空き家等の規定によってますが、こう

徴収猶予等の点があるわけであります
るが、これは予定申告を七月に出して
ある、こういうことでござりまする
が、予定申告を出しておしまして、あ
くる月、たとえば八月等に災害が多く
あつたという場合におきましては、た
だちに更正決定をいたしまして、還付
するものかどうか。私どもはなるべく
そういうようなことにつきましては、
穏健にして迅速にそれらの人を慰安し

んこれは政府に納めることになるわけ
でございますが、徵収の翌月末日概算
払いというふうになつております。概
算払いをしなければならぬというふう
に、非常に全國にまたがつておるわけ
でござりますから、わかりにくかと
思いますが、これらにつきましては、
もう少し早く徵収を完了するといふこ
とがけつこうなことだと思ひます。本

したが、今度の改正によりまして八十一万円という額を出されたわけでありますが、その基準点はどういう点を考えられておりますか。全国を見ますすると、九州地方あるいは鹿児島県、宮崎県ないしは山口県等々におきましては、非常に災害があるわけでございまして、ですが、これはそういうふうな大災害を中心と考えられておりますか。小災

五分、四分の一程度の税額はやはり簡単な方法で減免した方がいいのじやないか、こういう趣旨で、もう一段階上に設けまして、八十万円以下は四分の一軽減する、こういうことに改めた次第でございます。

なおつけ加えておきますが、所得稅法の規定によりまして、損害金額を課税所得から控除し得る規定がございま

う簡単な方法でやることはいたしておません。それから災害が発生しましました場合におきまする減免の基準でございまするが、これは現在の災害减免法の施行令で、住宅家財の半分以上が損害を受けた場合は適用する。住宅と家財のいずれかでもいいのでございます。そういう比較的簡単な基準にこの方はよることになつております。従い

○平田政府委員 その点は実は今度の改正事項になつておるわけでございまして、今までの建前でござりますと、七月予定申告以後災害がありました場合は、十一月の修正申告で初めて是正することができることになつていたわ

○平田政府委員 その点は三宅さんが
ことになりますから、全国的に見ます
ると非常に長くなるおそれがあると思
いますが、もう少し早く簡便にこれを
納めさせる方法はないかどうか。政府
はどういうふうに考えておられますか
承りたい。

○平田政府委員 少くとも八十万円程度のものといふ。うようにお考えになつておりますか。
その辺ひとつ政府のお心持を承りたい。

す。この規定はどちらか有利な方を申請いたしまして、適用を受けることができるということになつております。中以上の所得者の場合におきましては、概して申しますと、所得税法の規定による損害金額の控除というものの方があるのは有利かと思いますが、

まして水害なりあるいは震災その他のあります場合におきましては、御指摘の通りただちに関係市町村等とよく連絡をとりまして、被害の状況を調べてそれによりまして一定のその場その場で妥当な基準を設けて、それによつて過半が損害を受けたかどうかの認定をやる。それで認定が最後までできました場合には、御指摘の通りに、税額を修正できるということにいたしておきます。それから源泉課税につきましても同様の措置ができるよう、改正しようという趣旨であります。

御指摘の通り国有鉄道は全国にまたがつております。従いましてなか／＼その計算が早く正確なものが出来ない。そういう意味におきまして、一応翌月末までに概算払いでおきまして、清算を翌々月にする。こういう趣旨でございまして、私どもできれば翌月末までに確定額を納めてもらいたいと思いますが、今の国有鉄道の実際の現状からいたしまして、どうも無理やないかというふうに考えます

万円以下の所得者の場合におきましては、甚大な被害を受けましたら全額免除する。三十万円から十五万円までの所得者の場合は半額を免除する。こういうことになつておるわけでありますが、どうもその当時、その限界をきめましたときからいたしまして、一般的に所得が大分ふえております。物価も上つてある。こういう事情がございまので、より実際に即せしめるため、免税限度をそれべく引上げよう。

その辺は状況によりまして納税者の選択にまかせる。これは現在とかわつております。それをつけ加えて申し上げておきます。

かねます間におきましたは、一応税金の徴収は猶予しておく。こういうような仕組みになつておりますので、運用にあたつてはそういう仕組みを十分活用いたしまして、迅速かつ適正を期して行くことにいたしております。

○三宅(則)委員 時間が参りましたから、まだたくさんありますするが、本日はもう一点だけお伺いして、あとは留保させていただきます。

災害被害者に対しまるる租税の减免

○佐藤委員長 午前中はこの程度にどめまして、午後一時まで休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後二時十五分開議

○佐久間委員長代理 休憩前に引続き
会議を開きます。

午後は本日の日程に追加して、葉タバコの収納代金に対する課税に関する

○佐藤委員長　午前中はこの程度にとどめまして、午後一時まで休憩いたしました。

午後零時十一分休憩

午後二時十五分閉議

○佐久間委員長代理 休憩前に引き続き
会議を開きます。

午後は本日の日程に追加して、葉タバコの収納代金に対する課税に関する

件を議題として政府当局に質疑を行います。

質疑は通告順によつてこれを許します。中馬辰猪君。

○中馬辰猪君 私はただいま議題と相なりました葉タバコの収納代金に対する課税の問題について、若干の質疑並びに要望をいたしたいと存じます。

今日の国家財政の大きな需要額の中におきまして、タバコの専売税金とい

うものがいかなる比重を持つておるか

ということは、私が申し上げるまでも

ありません。しかもこの一千二百億円

という財政事務益金といふものは、何

と申してもその根本は葉タバコの耕作

者の力によるものであります。私どもは

今日かくのごとき非常に大きな貢献を

いたしておる耕作者のいろ／＼な意見

を聞きますときにおいて、最も大きな

問題は税金の問題であるのであります。

今日かくのごとき非常に大きな貢献を

いたしておる耕作者のいろ／＼な意見

を聞きますときにおいて、最も大きな

問題は税金の問題であるのであります。

まず第一は、御承知の通りタバコの

生産者の組合員の一一番大きな不平は何

であるかと申しますと、他の農作物と

の間における権衡がとれておらないと

ある場合におきましてはいろ／＼間違

い等がありまして、実際の収納を下ま

わつて査定をされることがあるかもし

れませんけれども、事いやしくもタバ

コに関する限りは、一錢一厘のごまか

しも書きません。そこでごまかしのき

かないこの葉タバコの場合と、他のご

まかしのきく——と言つては語弊があ

りますけれども、若干融通のきくよう

な他の園芸作物との間におきまして

は、耕農民の気持といふものが非常

に違つて参ります。しかるに今までの

国税局あるいは大蔵省の葉タバコに開

する取扱いといふものがいかにもきび

しい。ごまかしのきかないものに対し

まして、たとえば一番大きな問題は生

産費を幾らに見積るかと、いう問題であ

ります。御承知の通りほかの農作物に

比べまして、このタバコに生産費のか

かることは、私の申し上げるまでもあ

ります。たとえば一年半以上にわた

りません。たとえば一年半以上にわた

りません。たとえば一年半以上にわた

か、外国の葉タバコと競争ができない

とか、あるいは国内の需要者の方々に

対するサービスの点からいっても、品

質の向上をやれと言う、いわゆる量目

が、非常に極端に行われましたため

に、今日耕作者が受けた影響は軽

視することができないのであります。

かかるにかかわらず全国七十万の耕作

者諸君は、一に専売公社の方針を忠実

に遵法いたしまして、日々非常な努力

を傾けておるのであります。しかもか

くのとき努力を傾けておるにかかる

らず、生産費の見積りにおきましては

勞賃といいますか、自家勞賃といふも

のが全然見積られておりません。ある

には国税局の方々から言わせれば、青

色申告者に対しては労賃の場合は源泉課

税を認めておる、こういうことをいわ

れるかもしだれぬけれども、今日の農村

におきましてこういうことはなか／＼

つか、減税が断行せられて来ましたけれ

ども、葉タバコの生産に関する限りは、

なか／＼その点において納得の行かな

だとかいうようなことを、若干の——

非常に例外ではありませんけれども、言

われる。こういうことはわれ／＼とし

てはまことにけしからぬことだと思

う。こういう取扱いが行われるという

こと自体が、何か欠陥があるのでな

かろうかといふようなことを、実はわ

れわれは考えておるのであります。ま

た品質の改善につきましては、今日の

園芸作物のうちで、夜業をする園芸作

物といふものはほとんどありません。

かかるにタバコの場合においてはやれ

雨が降つた、やれ風が吹いた、霜がお

りた、あるいは収納の取片づけあるい

は葉タバコをいよいよ乾燥する場合に

おきましては、ほとんど連日通夜の夜

業を行つておるのであります。他的た

とえば蘭草あるいは園芸作物におきま

して、毎年各地の耕作組合の諸君

が非常な努力をされけれども、な

かなか満足するところまで行つております

ません。全国のタバコの連合会から

は、たとえば黃色種におきましては大

て非常にこれを慎重に取扱いまして、

経費その他において見積りが過小にな

るということがないという点に、非常

な配慮をいたしておる次第であります。

過去数年来この葉タバコの耕作に

よるところの所得算定の問題につきま

しては繰返し繰返し問題になつて参つ

たところであります。私たちもこの

問題は相当慎重に、しかも全國的に検

討をし、適正を期す必要があると考

えまして、それ／＼各局または各署に

おいて、年々調査しました実績を持ち

寄りまして、その経費の見方または計

算の仕方等について調整をはかります

とともに、その間権衡を得るようにな

ぞれ配慮いたして参りました次第で

ござります。御承知の通り、またただい

とお話しのありました通り、農作物のう

んありますけれども、しかしタバコほ

ど一年中を通じて夜業の多いものはございません。しかもこういう特

別の品質改善のために夜業、あるいは

手数がかかるというようなものに対し

おきましたところでは、どう

ことか

お話しのありました通り、農作物のう

んありますけれども、しかしタバコほ

ど一年中を通じて夜業の多いものはござ

いません。しかもこういう特

別の品質改善のために夜業、あるいは

手数がかかるといふようなものに対し

おきましたところでは、どう

手数がかかるといふようなものに対し

と

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

と

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

と

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

と

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

と

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

と

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

と

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

<

個の点について、これはたいたいまお話をありました通り、農家におきましては青色申告をするといふことが、なかなか困難であるといふうな実情からいたしまして、一つの標準をもつてそれをの方々の所得を推定せざるを得ないというのが実情でござりますので、その推定の基本となるべきところの率等については、十分無理のないようにならしてあるのであります。なおただいまのお話の中に、自家労賃または深夜業によるところの労苦を、一つは認めてないというお話であります。これはむしろ税制の問題になるかと思うのであります。自家労賃といふものは当然に他において雇われて得ました給料と、みずから働いてそれによつて所得を得られた場合と同じかと思えるのは、これは所得税法の建前であります。自家労賃を所得として算定することは、理論上当然であろうかと思ふのであります。また深夜業等につきましてもそれは御承知だと思いますが、超過勤務手当等を勤労者の場合において相当出しておりますが、これもやはり全部所得として計算いたしておるのであります。その原因が深夜業であろうとまたは普通の勤務であろうと、その原因を問わずに全部所得として計算するといふのが、現在の税法の建前でありますので、その建前でもつて所得を計算するよりほかに、方法がないかと思つておるのであります。

表が来ておるということ自体が、私は非常に大きな問題があると思うのであります。そこで今年の所得税の算定の場合におきまして、専売公社とあなたの方において行われたところの今までの経緯、具体的に申し上げますと、専売公社の方からはどういう要求があつて、国税庁としてはどの程度にこれを認めめたかというような点につきまして、専売公社の上林局長から御答弁をお願い申し上げたいと思います。

○上林説明員 生産局としましては葉タバコの生産を円滑にやりたいという点から、税率の合理化ということをお願いしておりますが、数字は私どもからは出しておりません。これは中央会から出しておるはずであります。

○中馬委員 中央会から国税庁に出ておる写しでも持つておられますか。

○高橋(衛)政府委員 タバコ関係につきましては、実は當時中央会の方々または地方の方もとき／＼お見えになりますが、いろいろ数字をもつて説明なり、こういうふうにしてもらいたいといふ御要求なりを絶えず伺つております。従つてそれらの点については私もとしても十分に調査いたしまして、その適正を期するよう努労をいたしておる次第でございます。

○中馬委員 先ほど長官の言葉があつたのですが、この深夜業あるいは品質改善のための特別な労賃、こういうようなものは今の税法では認めるとはできない。これはわれ／＼も承知いたしておりますが、これをさらに拡大いたしまして、品質改善のための深夜業あるいは特別の労賃というようなものに対しても、将来労働控除のごとき制度をお考えになる意思はございません

○佐久間委員長代理 中馬君にちよつと申し上げますが、主税局長はただいま参議院の方で説明しておりますので、その問題は主税局長がお見えになつてから質問されることが、最も適切だと思うのです。

○中馬委員 先ほど長官はできるだけ研究をして適正な税の査定をやつておりますが、こういふお話をございましたけれども、なかへん長官の考へておられるようだ、耕作農民が実は考へていないのです。それというのは先ほど来私が繰返し申し上げましたように、他の農作物との均衡がとれていないという一点に、私は盡きたと思います。この点については実はあなたも御承知の通り、他の農作物の場合はやれ青色申告だとかいるゝことで、税務署の方々が非常な努力をされて心配される。しかしタバコの場合は全然そういう税額の査定について心配もいらないし、アルバイトの難儀もないのですありますからして、あなたの方ではさらに一段と生産費の調査その他の点は、耕作組合あるいは中央会あたりの意見を、今まで以上に十分に聞いて判断をしてもらいたいと思います。私のあとで同僚の森山君からさらに具体的な問題について、いろいろ御質問があろうかと思いますので、最後に申し上げますことは、長官が言われたように、今葉タバコに対する税金が必ずしも適正でない、適格でない、ほかの園芸作物に比べて、俗な言葉で言うて非常に一段とひとつ御研究を願いたいと思います。これをもつて私の質問と要望は

○高橋(篤)政府委員 私どももタバコの耕作代金による所得の算定につきましては、先ほど来る申し上げました通り、最も慎重を期して無理のないようについてことを努力いたしておりますのであります。個々の問題になりますと、やはりそういうふうなケースが多少あるうかと存します。そういう点は十分に注意いたしたいと考えます。ただ一つ全般的な数字を一応申し上げてみますと、実は農家の戸数が大体三百五十万戸くらいに相なつておるかと思うのであります。これは的確な数字を今年度はつきりつかんでおりませんけれども、大体課税の農家が百五、六十万戸に相なろうかと思うのであります。ところがタバコの耕作をせらましては、どちらかと申しますと、篤農家に属する方にタバコの耕作をせられる方が多い。言いかえますと、所得の階級の上層の方がタバコの耕作をしておられるというの、非常に多いのじやないかということが一応推定せらるべきであります。ところが昨年の数字——これも全般的な数字ではございませんで、大体推定の数字に相なりますが、昨年の耕作の人員が大体五十二万人程度に相なつておるかと思います。しかして収納代金の総額が百五十五億くらいに相なつておるうと思ひます。ところがこれを全国的にランダム式に二%だけサンプルを抜き取りまして、課税人員並びに所得の金額を推定してみたのであります。そこからいたしてみると、タバコ耕作者で納稅義務者になつております者が、大体十八万四千人といふことに相なつておるのであります。またこの所得金

が、大体四十億程度ということに推算されるのであります。こういふふうな観点からみますと、他の農作物との関連において、タバコの耕作代金に対する所得の算定が苛酷になつておるといふふうな感じは、私どもとしては出で来ないと、いうことを申し上げてよいかと思うのでござります。もちろん先ほどお話を通り、他の農作物についてはなかなか／＼捕捉しにくいという点がござりますので、この点は從来から何とかしてしつかりと把握して、その間の公平を得たいといふように努力して参つておるのでござります。従つて年々その点はよくなつて来ておるといふふうに、私どももある程度見ておるのでございますが、全体の数字を見ますと、必ずしもタバコに対して、非常に苛酷であるといふふうな数字には相なつてないといふことを御説明申し上げて、御了承を得たいと考える次第でござります。

ど正確に把握されるものはほかにはあるまい。その意味において苛酷ではないかしらぬが、隠しがないといふことははつきりしておる。もう少しその点についての御配慮が必要だ。こここの点を中馬君もお尋ねしておられることと思つて、その点の配慮については、それはここではつきりお話できないいかもしれぬが、行き届いた御配慮を願つたま。その点の説明があれば、まことにけつこうと思ひますが、どうです。

見方については、これはしつかりした帳簿があり、証拠があるのでございま
すから、その証拠のあるところに従つて、十分に認め行くという態度をと
つて、お次第でござります。

のだということをよく御認識願つておきたいと思います。

うかといふと、専売公社の机の上で、それを税務署へ持つて行きますと、すぐつかまる。しかもこれが全額つかまる。そうしてしかも一方において、相当きびしい防犯取締りをやつておる関

ます。しかしながら何とかしてそれをできるだけ正確に把握していくといふ努力をいたしておりますし、またその方法等につきましても、先年來非常に進歩した科学的な方法を用いまして、

○奥村委員 米の場合は、この大蔵委員会において匿名超過供出に対しては、特別の課税はないという声明も出ておるわけであります。タバコについては匿名葉タバコ収納というようなことはないので、そういう点は十分御考慮願いたい。この均衡上の希望を申

つねに、まことに御同感であります。ことに私どもといたしましては、タバコについで、酒と同じようだ、これは形こそ違いますけれども、国家の財政をまかぬうところの非常に大きな一つの柱であるということを考えておりますし、また同じように、政府の

係上、やみという自家保有は一切認められておらない。そういう葉タバコの特殊性から、不均衡の出て来ることは、好むと好まさるにかかわらず、事実であると思うのですが、その点は国税庁長官はお認めになるでしようか。

○森山委員 労力が少くてしかも十分に効果の上の方法を漸次採用して参りましたので、わずかな人員ではありますが、漸次把握の程度は向上して来ておるといふに、私どもは見ておる次第でござります。

○中馬委員　関連しますから、一点だけ強調したいと思います。それは先ほど長官は全国の課税農家百八十万に対し、タバコの課税が五十二万人の耕作者のうちで十八万四千人である。従つて、どうもかとどうと、富裕・富農階級に属する。他の農作物に比べて、三百五十万対百八十万戸に対し、タバコの場合には五十二万人対十八万四千人だから、そう大して過酷でない、こういう論法だと思います。しかしこれはよく考えてもらわなければならぬこととは、タバコの場合には、富農であるとかあるいは富裕であるとかいうことは、決して遊び半分で富裕になつておるのじやありません。光ほど来私が強調いたしましたように、それこそ血のにじむような努力をして、いわゆる富農階級を辛うじて維持しておる。こういう努力の結果において富農階級になつておるのだ。こうしたことでもらいたいから、この点は他の農作物との比率はどうだ、課税は決して重くないといふような考えはこの際捨ててもいいだ。さてやじょうだんで富農になつておるのじやない。非常に努力しておる

仕事でもござりますので、その点は十分に認識してゐるつもりでございます。なおこの上とも皆さんのいろいろ御意見を伺いまして、改るべき点は改めて行くことによって行きたいと考えておる次第でございます。

○佐久間委員長代理 森山鉄司君。

○森山委員 今中馬君からもお話をありましたようだ、タバコの収納代金に対する課税については、いろいろ問題があつて、特に他の農作物との不均衡が問題にされておるようです。それで徴税の技術からいましても、一昨年私が香川県へ参りましたときに、しようが何か栽培しておつて、反当十五万あるいは二十万円とれる。ところが、実際国税局でもつて把握できるのは、その十五万円なり二十万円なりの全額ではない。実際は五万円あるいは三万円という程度しか把握できない。これはできないわけなんで、実際は各地方をまわつてみますと、人口五千程度の農村に対して、これを専門にまわる税務署の署員は一人か二人です。そのわずかの人数をもつて一枚一枚の烟草をまわつて行くことはとうていいたしかねる。ところが、タバコの場合にはどう

○高橋(衛)政府委員 ただいま香川県にある実例として、しそうがのことをお話しになりましたが、きわめて特殊な例におきましては、そういうふうに漏れることはやむを得ない。やむを得ないことに申しますよりも、なかへ捕捉がたいものがありますことは、これは認めざるを得ないと考えます。しかしながら私どもの方いたしましても、なるほど税務官吏の数は非常に少いのでございますが、それへ町村當局または農業協同組合または取引関係先といふうな方面からの御協力を得まして、相当多數の資料を収集しておるのでございます。本年度で申しますと、約七千万程度の資料を収集いたしましたて、それによつて、各生産者者についての推定をする材料を相当程度持つて参つたのでござります。従つて、お話のようにほんと見当つかぬというふうなことではございませんから、ある特殊な方については、ある程度漏れがあり得るということはやむを得ない。現在の陣容をもつとして、は、なかへとここんまで全部調べ上げることが不可能であることは、認めるを得ないと考えておるのでございま

よう、非常に効率力ををして、一般的の作物についてはその所得をつかむよう努力しておられることは、私も認めます。しかしながら実際問題としていたしまして、先ほど申し上げましたように、「村五千名程度の村であります。一人ないし二人という人間で、ほんとうにあなたはタバコと同様ようにつかめるとお思いになるかどうかといふことです。そのことを一般のお問い合わせ。先ほどしようがの例を述べたのは、これはまた異常な例かもしれません。しかし一般の作物についても、一般論としてタバコほどはつきりつかめるという御自信を持つておるのかどうか、伺いたい。

○高橋(衛)政府委員 タバコがきわめて正確につかめるということについては、お話を通りでございます。

○森山委員 タバコ以外の作物がタバコほど正確につかめるかどうかといふことに重点を置いて私は聞いておるのですが、

1000

○森山委員 今お話の結論は、要するにタバコと他の作物についての所得のつかみ方ににおいては、必ずしも均衡は得られないということをお認めになつたことを意味すると思うのですが、いかがでしょうか。

しましては、タバコほど正確につかみ得ないということは、これはいなみ得さる事情であろうかと考えるのであります。

す。私がこの際長官にお伺いしたいのは、「一体他の作物で、どの程度のリンクをつと見ておられるかどうか、そういうふうに手間の食う作物は、課税の対象としては非常に不利じやないか」ということは、今申し上げましたよ

の中に入れて計算するといたしまするならば、これは税法上の場合はそれが除かれるので、他の作物との均衡上、これも不利にならないか。今の税法上はそういう建前であつても、実際問題は不利にならないかということをお尋

は所得がないのだといふ決定をすることは、いかがかと考えるのでございます。やはりその実態に基いて雇用労力があれば、雇用労力についての経費は十分認める。しかしながら自家労力によつて生み出されたところの収入金額

○高橋(福)政府委員 これは全般的的な問題としてお話ししますよりも、個人の納税者について申し上げた方が妥当であるかと思うのであります。他

も、他の作物につきましては、その所
得を、タバコほど正確につかみ得ない
といふ御説明があつた。そのことは明
らかにタバコ課税ということに対し
て、理想論は別でありますから、現実論
としては、ここに不均衡といふのが生
れておる。そこに耕作者の不満とい
うものもあるのであります。その点は
十分ひとつ御認識を願いたい。ただい
ま申し上げることは、これはもう当然

うに、労働力の中で自家勞働が相当部分を占めるわけでござりますかねら、この自家勞働については、これは経費として認められない。自給肥料についても、経費として認められない。こういう特別の自家勞働、自給肥料とは、他の作物に比して課税上の不均衡は起らないかどうか、承りたい。

○高橋(衛)政府委員 税法上の立場におきましては、自家労力を含めましたて、とにかく所得となるものが何であるかということを、同じ建前のものに計算することが、公平を保持するゆえんであると考えますので、従つて、自家労力がどの部分において多いかとふうな検討をしてみたことはないのをございます。

ういうものは、これは所得である、こういうふうに計算するのが税の負担のは公平を期する上から、当然であろうといふように考へるのでござります。

○森山委員 今の税法上の建前としては、自家労賃はこれは経費としてお認めにならないという建前であるならば、実際問題としては、他の作物よりもタバコが一番手間を食う作物なんで

の常識でありますけれども、なかなか長首がはつきりおつしやられないのですで、急を押したわけであります。そこの葉タバコ耕作といふものの特殊性をここで考えてみたい。他の作物に比べて、葉タバコ耕作といふのは、一番人手を食うのであります。手間を食う仕事であります。これは日本ばかりではない。アメリカでもそうです。と

題になりますのは、すべて雇用労力でありまして、自家労力につきましては、これは他に雇用される場合の労賃と同じよう、それが所得になり、それが収納代金という形によつて所得として計算されるというのが、現在の税法の建前であり、また世界各国を通じて、そういうふうな所得の計算の仕方をしていふると考えておるのでございま

○森山委員 それではもしこれをお
かれは一つの假定論ですけれども、あ
らゆる作物が全部自分のところの労力で
ではなくて、他から人手を雇い入れてや
つた仕事だとする。そうするとタバコ
なんかの場合は、一番経費がかかると
いうことに私はなつて参ると思います
す。それから他の作物なんかの場合に
は、それほど経費が自家労賃という意
味ではないことをおっしゃるのです。

ね。たとえば反当にして年間百十人といふような計算が出る。米は幾らくらいかしれませんが、ある程度の数量が出て参る。しかし人数はおそらく二十人とか三十人とかいう程度じやないか、こう思うのです。どうもそうするに、そういうように労働力は食うのだけれども、それが自家労働によつていい場合には、課税の対象として認めらるゝ、非常に不自由になるところ

○森山委員 同じ議論を何回繰返してもしようがないのですが、私先ほどはしようがというような異常な例を中心上げた。また個々の一軒一軒の農家を

これが現在の課税の方式によりますと、自家労働といふものは、経費の中に認めないのであります。それからまたこのタバコ作の特殊性は、自給肥料

す、従つて雇用労力がいかにあるかといふ問題については、私どもは十分に検討いたしておりますが、自家労力についての比較は、いたしたことにはございません。

味ではよえて牙かいのた
です。全部これは人手にかかつた場合
を考えます。そういう場合に、ところ
がそれが全部自家労働でもつてやつて
行くことになると、タバコの量

いえれば、まつたくましまして中生をもしておる農家もあります。しかしそうしておる農家もあります。しかしやなくて、私が今お伺いしたいのは、一般的に言つて、タバコと他の作物とが同じような正確さでつかまるかと云ふことをお伺いしたい。その一占事であります。その一点をもう一度お尋ねをいたしていただけて、次の質問に移りたい。

堆肥あるいは草木灰、こういうような点についても、これは経費として今の税法上では認められておらぬ。タバコ作といふのは、他の一般の農作物と違つて、労働力といふものを非常に食う。大体百十人くらい食うだろうと云われております。それから自給肥料についても、堆肥、草木灰については、他の作物よりこれははよけい食うので

森山委員 私がお伺いしたいことがあります。一体どのくらい経費がかかるだろ
うというので、計算をして参ります。
で、それは他の作物についても、経費の算定をやるわけでございます。
一般的に、たとえば農作物の価格の決定の場合における自家労力の取扱い等は、いろいろ私は問題になると思ひます。
かし、一本自家労賃といふものも経費

合は経費として認められないから、非常に不利になるのじゃないか、こう思ふのです。これはだから税法上の問題點で、じやないのです。いかがでしよう。

○高橋(衛)政府委員 どうも御質問の趣旨がよく理解しかねるのでござりますが、税法の建前といたしましては、そういうふうな仮定のもとに計算をいたしまして、それだからこれについて

にあろうとも、その人に帰属するところの所得がいかにあるか、どれだけであるかといふことを計算して、その所得に従つて公平に負担をしていただくといふことが、一番公平じゃないかと考へるのでございます。従つてそれがかりに雇用労力のみによつた場合に、いかに不愉快な仕事であるかといふをうな仮定のもとに、それを別途に取扱い

または種目を調べる、またはその他のデーターをとにかく相当多数に、力を集中いたしまして、時期を失しないように収集しているような次第でござります。従つてそういうような不平といふものが、漸次今後なくなつて行くということを期待しているのであります。また一面におきまして、事業所得の把握が、これは單に農業の他の作物についての問題のみならず、全般に事業所得の把握といふものが非常に困難であるという面からいたしまして、地方税等に端的に現われて来るのとございますが、たまくその村またはその小さな地区におけるところ、あまり生活のできない俸給生活者が、地方税においては非常に大きな金額になると、いうふうな不均衡を来します。そういうふうなことで、結局われ〜と方税等に現われて来るのとございますが、たまくその村またはその小さな地区におけるところ、あまり生活のできない俸給生活者が、地

方税においては非常に大きな金額になると、いうふうな不均衡を来します。そういうふうなことで、結局われ〜と方税等に現われて来るのとございますが、たまくその村またはその小さな地区におけるところ、あまり生活のできない俸給生活者が、地方税においては非常に大きな金額になると、いうふうな不均衡を来します。その結果が、やはり食糧というものは非常に重いもので、漸次今後なくなつて行くことを期待しているのであります。また一面におきまして、事業所得の把握が、これは單に農業の他の作物についての問題のみならず、全般に事業所得の把握といふものが非常に困難であるという面からいたしまして、地方税等に端的に現われて来るのとございますが、たまくその村またはその小さな地区におけるところ、あまり生活のできない俸給生活者が、地

方税においては非常に大きな金額になると、いうふうな不均衡を来します。その結果が、やはり食糧というものは非常に重いもので、漸次今後なくなつて行くことを期待しているのであります。また一面におきまして、事業所得の把握が、これは單に農業の他の作物についての問題のみならず、全般に事業所得の把握といふものが非常に困難であるという面からいたしまして、地方税等に端的に現われて来るのとございますが、たまくその村またはその小さな地区におけるところ、あまり生活のできない俸給生活者が、地

方税においては非常に大きな金額になると、いうふうな不均衡を来します。その結果が、やはり食糧というものは非常に重いもので、漸次今後なくなつて行くことを期待しているのであります。また一面におきまして、事業所得の把握が、これは單に農業の他の作物についての問題のみならず、全般に事業所得の把握といふものが非常に困難であるという面からいたしまして、地方税等に端的に現われて来るのとございますが、たまくその村またはその小さな地区におけるところ、あまり生活のできない俸給生活者が、地

方税においては非常に大きな金額になると、いうふうな不均衡を来します。その結果が、やはり食糧というものは非常に重いもので、漸次今後なくなつて行くことを期待しているのであります。また一面におきまして、事業所得の把握が、これは單に農業の他の作物についての問題のみならず、全般に事業所得の把握といふものが非常に困難であるという面からいたしまして、地方税等に端的に現われて来るのとございますが、たまくその村またはその小さな地区におけるところ、あまり生活のできない俸給生活者が、地

方税においては非常に大きな金額になると、いうふうな不均衡を来します。その結果が、やはり食糧というものは非常に重いもので、漸次今後なくなつて行くことを期待しているのであります。また一面におきまして、事業所得の把握が、これは單に農業の他の作物についての問題のみならず、全般に事業所得の把握といふものが非常に困難であるという面からいたしまして、地方税等に端的に現われて来るのとございますが、たまくその村またはその小さな地区におけるところ、あまり生活のできない俸給生活者が、地

ります。また院内タバコの会というのもあります。タバコに関する関心を持つておられる方が集まつて、院内タバコの会というのをつくつておりますが、この方とも連絡をとりまして、十分意見の疏通をはかつておりますので、とりあえずの方としては、審議会の設置については、将来考るべき問題だとは考えておりますが、ただいまのところそう急いでつくる必要はないのではないか。院内のタバコの会と話合うて十分意見を微して行くなら、適正な価格が生れて來るのではないかと考えておりま

す。

○森山委員 なるほど生産部長の言われるように、確かに去年あたりからいろいろ各方面の意見を聞いて、価格決定をするように御努力をされておるということは、私も認めております。私も昨年アメリカへ行つて見て來たのですが、アメリカではタバコは民営であります。自由価格であります。例りまして、自由価格であります。例の価格維持政策によつて、基準年次のパリティ指数の九割以下に下つた場合には、政府がこれの買上げをする。あるいは政府の代行機関が葉タバコを全部買つ。ただその場合の標準価格は別として、等級別に価格を割振る場合について、生産者の代表と相談をすると、いう慣行が、一九三五年からあるといふことを私は見て參つた。そういうやうな方等の線から見ましても、専売公社が昨年来各方面の意向を聞いてやられようとするその行き方は、私は決して間違つていないとと思う。一步前進であ

ります。方できまれば政府はそれをやると言つています。

○森山委員 監理官は、それは公社の

な声が起きております。米価審議会と集まつて、盛んにすつたもんだして結論を出すのですが、政府がこれをとらえず私の方としては、審議会の設置に

論を出すのですが、政府がこれをとらえず私の方としては、審議会の設置に

ついては、将来考るべき問題だとは

考えておりますが、ただいまのところ

はそれで済むということにもなると思

いますけれども、一応声を聞く正規のルートをつくつておくということを

いふのがあります。そういうことになりたい

ます。

○久米政府委員 そのときの公社の最

終的な意図というものを見ました上

で、検討をいたします。

○森山委員 検討して、置くか置かな

いかはまた別問題、こういうことです

か。

○久米政府委員 さようございま

す。

○森山委員 ともかく収納価格につい

ては、率直に申して、相当この価格形

成については、公社並びに物価庁にお

いてもお考えになつてはいることは私どもわかるのですが、なおかつ、これはやつているようなやり方でやると

も、将来の問題としては、こういう価

格決定審議機関を設けるということについて、御異存があるかないか伺いたい。

○上林説明員 もちろん異存のない点

でござります。

○森山委員 大蔵省の方はどうですか。

○久米政府委員 さようございま

す。

○上林説明員 さようございま

す。

○森山委員 ともかく収納価格につい

ては、率直に申して、相当この価格形

成については、公社並びに物価庁にお

いてもお考えになつてはいることは私どもわかるのですが、なおかつ、これはやつているようなやり方でやると

も、将来の問題としては、こういう価

格決定審議機関を設けるということについて、御異存があるかないか伺いたい。

○上林説明員 もちろん異存のない点

でござります。

○森山委員 大蔵省の方はどうですか。

○久米政府委員 さようございま

す。

○上林説明員 もちろん異存のない点

物、すべてマル公を決定しております。ときには、農産物に関する限りパリティ計算をとつておるわけであります。今は、最近において麦の統計がはされましたが、今後も、長い先のことはこれはわかりませんけれども、今のところでは、後どうするかというお話をあります。が、今後も、長い先のことはこれはわかれませんけれども、今のところでは、最も全面的に購入するところのタバコにつきましては、パリティ計算でやるという方針になつておりますし、従いまして同じ政府の全面的に購入するところのタバコにつきましては、やはりパリティ計算を基準にしてやるといつて方針はかわらない予定でございます。ただつけ足しまして申し上げますが、パリティ計算と申しましても、これは御承知のように、機械的にパリティ指數をかけるといふことだけではきまらないのであって、麦にしましてもあるいは対米価比を多少調整するとかいうようなこともありますし、パリティ計算の基準年度など、いろいろふうにかかるかといふな技術的な問題もあります。單純に機械的にすべて算術ではない通りに出るかどうかということは、これはパリティ計算の範囲内においても、必ずしもそうではないわけであります。基本の方やり方は、やはりパリティ計算で今後もやるというのが、さしあたりの方針でございます。

す。昭和十七年度の葉タバコについでも、そろく／＼おきめになるのじやないかと私は思います。そうすると、やはりこの際は、そこに先ほど来るの論議の中からお好みとりになつた政治的なバランス・アルブアというものを、少しお考え願いたいと思う。從来は司令部が云々といふようなことがあります。しましたけれども、もうこれからはなります。日本人の考え方によつてできるのであります。今まで司令部がなか／＼というような理由がつきました。今度はわれ／＼が考えればできるのであります。どうかひとつそういう点を入れていただきたい。

それからもう一つ伺いたいのが、国家としては、農業作物として、米と並んでタバコも重要な作物である。米についてはバック・ペイがあるのですが、タバコについてはそういう考え方はどうでしようか。

○土屋説明員 御質問の内容が二、三にわたつてゐると思いますが、まず最初に申し上げたいのは、先ほど上林生産部長からもお話がありましたが、税金の徴収上ほかの作物に比べて相当地位なくとられるというような事情を、価格に織り込むどうかといふ点、この点にただいまの御質問は触れしておりましたから、物価局としての考え方を申し上げます。これは理論的に筋道を期するのが正しいのであって、価格は価格で、これは適正な生産費、ほんどの作物との均衡、あるいは一般物価との均衡という点から大きくとらえ

て、価格を決定すべきであつて、税が
苛酷にとられるから、価格をよけに高
くするというの、これはむしろ価格
行政としては、その範囲を逸脱してお
まつては、耕作農家の立場を離れて価
格といふものを見めるわけに行かない
ので、今日いろ／＼御議論がありまし
た点は、これは含みとして行政当局も
頭に入れておく必要があるうと思いま
す。ただ今までの経過を申し上げます
と、現在の二十六年度産の葉タバコの
収納価格について高いが安いか、その
点はまだ御意見は伺つておりますけれども、私ども専売公社と十分御相談
の上きました二十六年度産の葉タバコ
の収納価格といふものは、私の見ると
ころでは、ほかの農作物に比べて、価
格としてはそう不利な価格ではないと
思つておる。その点から言いますれば、これは解釈のしようでありますけれ
ども、税が非常に苛酷だといふ意味
なお話は、ことさら苛酷だといふ意味
ではなく、専売品であるという性質から
ら、先ほど来お話をあつたように、ほ
かの作物よりも値段なくとられる点が
あるといふようなことも、専売公社から
るる伺つておるのであります。そうち
いう点も多少の含みに入つて、同じペ
リティ計算をするにしても、計算上幾
らかほかの作物よりも、これはむしろ
有利にきめられておるといふに自分
分では思つております。参考までに付
け足して申し上げます。

上の問題等については、論理的に言えば、入れるべきではないとおつしやる。しかし昔のように農作物が全部植段をきめておつて、一個の物価体系といふものがあつた時代ならばそれでよろしい。しかし今日は需給の関係によつてきまるのが原則であります。そういういたしますと、あなたのやつておる価格形成の方法は、今日の価格形成の方法とはよほど違つております。もし純理論を一方において貫かれると、あなたの方は専売公社の左側におられる。右側の国税庁の方は、あくまでもこれは税法上の建前であつて、他の要素を加えるのはよろしくない。あなたの方は価格形成上の建前であつて、他の要素をと、ここに傍観に来ております多數の耕作者代表から、またあとでつるし上げられるということになつて参りました。そこはまことに困る。なぜかと申しますと、他の要素を加えるのは正しくないということで、まん中にある専売公社といふことは、まさに傍観に来ております多數の耕作者代表から、またあとでつるし上げられるということになつて参りました。そういう観点から考えまして、パリティ指数プラス・アルファ、しかもそのアルファはタバコ耕作者の特殊事情特に米なんかと比べてバック・ペイがないというような問題等も一つ加えまして、ぜひともこの次の価格形成には、十分われ〜くの意のあるところをおくみとり願えれば幸いであると思います。そこでちようど来ておられるなどについて、ちよつとお伺いいたしたいと思います。収納代金については今申し上げたような議論があるのであります

が、その収納代金を少し先に出しても
らいたいという要望がござります。こ
の要望は、要するに特に肥料の手当で
あります。最近の農村は非常に金詰ま
りに悩んでおる、特に肥料代金の手当
には音をあけておるのが衷情であります。
す。特に品質の向上といふ品質主義に
なりましてから、問題になつておる油
かすの問題であります。この油かすを
仕入れますためには、どうしても毎年
五月から六月ころに買ひ入れなければ
ならない。買ひ入れるについて一応は
農林中金等から金を借りております。
農林中金等から金を借りるのであります
が、農手といふやつかない制度等が
ありますて、なか／＼借りのもの手続き
がうるさい。借りても利子をとられる。
というのは、これは借りましても大体
一年三箇月とか一年半くらい、肥料代
金を払つてから葉タバコを収納して金
になるかと考えますが、その間の利子
というのは農村にとつては非常に負担
になる。そういう観点から見て、収納
代金の早期概算払いを実施してもらいたい。これについては専元法の改正を
しなければならないのじやないかと思
うのであります、もちろんこれはわ
れわれ国会においても超党派的にこ
の問題について心配しております。お
そらく近く、ここにおられる庄司先生
あたりが中心になりまして、これが国
会に決議案として上程されるようにな
るのじやないか。そうして各党がこれ
に対して手を合せて大いにやろうとい
うような機運に、今置かれておるので
あります。政府としてはこの収納代金
の早期概算払いの実施についてどうお
考えになるか。これに必要な専元法の
改正ということを、どういうふうに今

○久米政府委員 政府が金を支払う場合に、どういうものに概算払いをするか、またいかなる要件を備えた場合に、いかなる程度の概算払いをするかということは、これは概算払い制度全体の中におけるバランスの問題もございまして、概算払いといふものの本質論もございます。そういうふうな意味におきまして、十分周到な配慮をいたしました上で、考えて行きたいということをございます。

代金を支払うというところが一つの問題でありますて、これを早く払うとなると品質もわからない、量りますと、まだ品質もわからない、量目もわからないといふ時期に、金を払うといふことができるかどうか。十九條の條文から行きますと、「忘むずかし」という点が出て参ります。これと

○森山委員 どうも取納代金の早期概算払いに対する専電公社、並びに大蔵省側の御返事ははつきりしないのであります。でけるだけ早い機会に、これは公社並びに大蔵省において態度を御決定願いたい。この問題については、先ほど来申し上げましたように、国会でも近く決議案を出そうという空気が各党に起きております。どうかその意味におきましても、早急に結論を急がれたいということを希望いたしまして、私の質問を終ります。

累進課税、あるいは高度な社会政策的
の課税等は、私の言わんと欲するこ
ろの不公平なる税金であります。よつ
て内容的に、本質的に公正でなければ
ならない。これは私六十歳になつて、
今から四十年も前からの私の所論であ
ります。その所論の上に立つて第一点

世のために無理をした苛斂誅求の税で
あるならば、それはおおらかな自然増
収ではない。それは罪悪的な増収とい
わなければならない。そこで全然無理
のない、ほんとうの主觀的にも客觀的
にも無理のない自然増収が、さように
あつてほしいのであります。

そこで要タバコの耕作者諸君の課税
の問題でござりますが、国税局長官は
るいは主税局長等におかれでは、タバ

○森山委員 そうすると、タバコのよう^なに、国家財政の一七%を占めるよう^なに非常に重要な作物ではあるが、そしてそれを耕作する農家が、最近非常に金詰まりに悩んでおる、なかへん金も借りられない、借りても相当手数がかかる、利子がとられる、農家経済として苦しくなる。これ何とかしてやりやすいようにしてやろうというような気持を持つまでに、政府の腹はおきまわりになつていない、こういうことですか。

○久米政府委員 先ほど申しました通り、この制度を今後いかに改善して参るかということにつきましては、公社内部でせつからく検討中でございますので、私から先走つてとやかく申し上げることは、この席としては避けたいと考えております。

○森山委員 今伺うと、今度公社内部で御検討中だというお話をですが、どんなことを御検討になつておるか。公社は、また元に返るかもしませんが、大体専売法の十九條にあります、タバコの収買代金を払うのは、品物の鑑定をして等級をつけ、これに相当する

は、よくわからないのですが、それは今までの畢竟公社法ではできないから、次にこれの改正案を考えるということですか。

○上林説明員 まつこうから参ります。

○森山委員 そうすると、私が先ほど大蔵省側にお伺いしたことと同じことになるのであります。今の法規の解釈で六月という時期を言うのが悪ければ、植付検査が終了して、実際補償の対象となるべき反別が確定したときらいまで、拡張解釈ができるかどうか。やればできるのですか。

○上林説明員 これは何とかうまく解釈をして前払いしたいたい気持はあるのですが、なかなか今のところそういうような解釈の域にまで達していない、というような現状であります。

○森山委員 その拡張解釈をするのをお認めになるのはだれでしよう。

○奥村委員長代理 ちよつと速記をとめて。

○奥村委員長代理 庄司一郎君。
しまして、私の質問を終ります。

ておつたのであるが、その後の情勢において一千八百億円ほどの自然増収がある見込みである。ほく／＼されたような調子の談話新聞に発表されておるが、国税厅長官あるいは主税局長も、池田さんと同様なる御測を持たれておるかどうか、最初この一点であります。

○高橋衛政府委員 稟稅の收入状況は、一般の經濟界が昨年中相当順調に参りました事柄も反映いたしたと考へておるのでございますが、非常に好調でございまして、特に法人稅並びに源泉所得稅においては、すでに本月の十四日までの現在において、一〇〇%予算を上まわつておるのでございます。御承知の通り本年四月中に收入になりますものは、すべて本年度の歳入になるのでございますので、四月一ぱい経過しました後におきましては、先ほどお話を通り、大臣の御観測の程度の自然増収があり得るのではないかというふうに見ておる次第でございます。

○庄司委員 それは國家財政のためにまことにけつこうである。だが、そこに全国の最下部の稅務署関係等において、無理があつてはなりません。苛斬請求はとらよりもたけしと言われてお

るいは主税局長等におかれでは、タバコの栽培において、在来種の場合、あるいはエローーの場合、その他ベーレーとか外国種とかありまするが、それときわめて僅少なものであるから、在来種あるいは黄色関係等において、一反歩当りの所得税法の上において許さるところの必要経費を、どの程度に認めておられるか。たとえば肥料代金はどのくらい、資材の代金はどのくらい、油かすはどのくらい、その他必要な経費の合計において、昭和二十六年度においては、どの程度必要経費をお認めなされたものであるか。全国の国税局長會議等において、特にあるには内示されあるいは訓示され、あるいは申合せされた、そうしたこと�이必ずあると思います。それを伺い申し上げてから、私の結論に入りたいと思ひます。

○森山委員 今伺うと、今度公社内部で御検討中だというお話をですが、どんなことを御検討になつておるか。公社内部の方から承りたい。

○奥村委員長代理 速記を始めます。
○森山委員 その拡張解釈をするの
をお認めになるのはだれでしよう。
○奥村委員長代理 ちよつと速記をと
めて。

あらためて申し上げるまでもなく、
税は不公平であつてはならない。税は
公正でなければならぬ。ジャステティ
スでなければならぬ。私の税に関する
ところの見解は、さような基本見解によ
り立つておるのであります。公平といふ
ことは、たいへんにむづかしい問題の上
うであるが、公平じやない。いわゆる

話の通り、大臣の御観測の程度の自然増収があり得るのではないかというふうに見ておる次第でございます。
○庄司委員 それは国家財政のためにまことにけつこうである。だが、そこまでに全國の最下部の税務署関係等において、無理があつてはなりません。苛斬請求はとらよりもたけしと言われてお

○平田政府委員 先ほどの自然増収の問題につきまして、ちよつと補足して申し上げておきますが、大蔵大臣の、千五百億が八百億くらいになるのだろうというお話は、多分法人税収入についてお話をなつたのかと思います。補正予算後の租税収入に対しまして、結局自然増収の出て来る分は三百

眞前後ではないかと見ておる次第であります。それは主として、先ほど高橋長官からお話をになりましたように、法人事の増収、それから勤労所得税、酒税等の自然増収が大部分でございまして、タバコに關係のあるまするような申告所得税の方は、なか／＼予算通り行かないのではないか。これはあくまでももちろん収入見込みなり、そういうことに關係なく、御指摘の通り適正な課税をして行くという見地で、今国税厅で一生懸命やつておるような状況でございますので、その点御了承願いたいと思う次第でござります。

料が四千三百七十六円、諸材料が四百五十八円、防除費が三百五十六円、雇い人費が千二百六十四円、農具費が四百七十八円、その他としまして三千三百三十二円ということに相なつております。合計いたしまして、経費を見込みましたものが二万九百九十八円と相なつております。従つて差引所得は二万三千五百九十六円ということに相なつております。これは一つの例でござります。

十二万人のうち十八万人程度が担税者である、その担税額が四十億円であるというようなことは、必ずしもこれは公正であるということの裏書きにはならないのではないか、こういうことを心配しておるものであります。

そこで結論的に申し上げたいことは、全国專売局のプロツク関係において、あるいは東北は、あるいは関東はというわけじめはございましようが、一反歩当りどの程度の所要経費を見込んでいるか。ただいま関東関係だけは了解いたしましたが、その他の関係の資料もすみやかにお集めをいただいて、プリントして国会の方に御公表願いたい。それによつて、この耕作者関係の所得税の税額に関し、私どももより公正な見地から検討を進めて行きたいと思う。ただ抽象的な議論をして、あるいは請願陳情、あるいは哀訴陳願といふようなことは言いたくないのであります。一方においては、專売法という法律で生産はある程度しばられており、お前の生産が悪いから、来年からお前はオミットするというような制裁もあるようである。またただちに価格に変動を生ずるのでありますから、これはきわめて重要な問題である。国税所得税がただちに地方税というものに控除において、あるいは必要経費の控除において正しいのであるというふうも無理のないことである。そこでぜひ国税庁におかれましては一層再検討をしていただき。これが再検討は、たまたまの税制において、ただいまの基礎に独善的に陥らず、どうか孔子様がお

て、また日に新たなり、よりよくこれを改良され、改善されて、もつて耕作者諸君の痛切な要望を、あとう限り入るにあつた。それで、國会タバコの会においても検討して行く。国会の側においても検討して行く。國会タバコの会においても検討して行く。どうかそういう見地に立つて、國税厅もあるいは大蔵省も再検討をお願い申し上げたい。同時に再検討の新しに一つの機關をつくられて、生産者等も参考人あるいは公述人として、お集めいただいて生産者の声を聞く、タバコの会の会員の声も聞くといふうにして、昭和二十七年度においては、より安心感を生産者諸君に与えることができるような措置を講じていただきたい。収納価格の問題については、最近電気料が——配電公社の関係において多少違いますけれども、大体二割五分ないし三割の値上がりはなはだ望ましからざることであるが、計画されてゐる。さようになりますと、金肥の値段があるのは一割五分あるいは二割値上がりになるということは、必至な条件であります。さような場合においても、収納価格において、われ／＼が国会においてお示しをいたいたこの価格は、たとえば百六十円であるとか二百円であるというようなお示しであるが、適時適切にこれを是正されるといふようなことが、望ましいと思うのであります。どうか、結論としては、繰り言ながら、ぜひ再検討の上に再検討を加えられ、全國の業者が要望されておる必要経費の控除等について、天くだり的

○奥村委員長代理 次に租税特別措置法等の一部を改正する法律案を議題として、質疑を続行いたします。

○官憲委員 大分時間もたつて参りまして、長く質問はやめようと思いまます。が、ただいま議題となつておりますが、租税特別措置法等の改正につきまして、これは別に賛成討論ではあります。が、全般としてまことにけつこうな御着想でございまして、あるいはこれらに對していろいろなことを申し上げることは、大蔵省の構想に対しまし

れわれ国会においても、近く決議案をもつて、政府あるいは専売公社を要請したい諸般の準備を進めておるのでありますから、より一層ひとつ御審慮を願いたい。かようにして一応私は所論を終りたいと思うのであります。

○高橋衛(政府委員) ただいまお話を通り、先ほど申し上げました数字は、大体中庸のものの例を申し上げたのでございますが、一反歩当り収納数量の少い方々につきましては、私どもは三万四千円以下の方については、どうしても最低経費三万七千円はいるという建前のものとに検討いたしております。それで、それらの点につきまして、十分配慮をしているつもりでございます。

なお、ただいまのお説の通り、私どもといいたしましては絶えず中央会なり、地方の当局におきましては、地方のそれぞれの機關から、できるだけ多數の資料なり御意見なりを承つて、これが適正に行くよう、さらに一層努力をいたしたいと考へておる次第であります。

て、あるいは非礼に当るかとも思つくり、まことに御着想でござるま

す。

そこで多くのことをお尋ねする問題はありますから、万々聞違いはなかろうと思つりますが、何となく不安である。現在のお尋ねいたしますと、賠償指定期限の特例、この問題をめんどうを見てやるという特例はけつこうであります。これでは帳簿価額の復活いたしました——いわゆる特別損失として消えておりますものの復活いたしました価額全部が、利益として計上される、こういうふうに見えます。そういうふうに取扱われるつもりであるかどうか。これは実際問題としてお伺いいたします。

○平田政府委員 お話の通り従前の帳簿価額に相当するところでは、法人税の課税所得に入つて来る。それを越えまして再評価する分につきましては、再評価差額で六%の再評価税の問題になつて来る。こういう関係に相なるかと存じます。

○宮幡委員 そういたしますと賠償指定期限の解除によりまして、返還された賠償が返つて来る。これが利益であるという観念に、私は少しも矛盾はないと思うのであります。これを疑うものではありませんが、実際問題としてかような帳簿価額の復活した場合に、徵収が現金的でできるかどうか、こういう問題をひとつ考えて行きますと、この特例で緩和いたしました三分の一

御承知の通り借勘定の設けている会社づつにつき六箇月、十二箇月、十八箇月、これは国税局の方で徵稅技術上から見まして、これで大体満足に徵収ができるかどうか。この問題につきまして、もちろん大蔵省では相当確実な基

礎のもとに立案なきつてゐるようありますから、万々聞違いはなかろうと思うが、何となく不安である。現在の対する法人税の納期限の特例、この問題であります。これはこうして納期をめんどうを見てやるという特例はけつこうであります。これでは帳簿価

額の復活いたしました——いわゆる特別損失として消えておりますものの復活いたしました価額全部が、利益として計上される、こういうふうに見えます。そういうふうに取扱われるつもりであるかどうか。これは実際問題としてお伺いいたします。

○平田政府委員 この法人税がかかりますのは、宮幡さん御指摘のように、前帳簿価額のありましたのをゼロに落としたとき、それだけ損金に見てゐるわけでありまして、その際に課税してないでの、今回さらに帳簿価額を上げますと、前減税にする、こういう意味であります。つまり、りくつとして私は通るようになります。

○宮幡委員 参考のために国税局長官にお伺いいたしました。

○高橋(衛)政府委員 私ちよつとただいまよく聞いておりませんでしたので……。

○宮幡委員 ただいまの主税局長の御説明でよくわかりました。同時にそのくらいめんどうを見ておれば、これの差額をプラスしたものになるであろうと思うが、その場合の減価償却はどう思うが、その場合の減価償却はどういうふうにお取扱いになるか。この

この措置をやりますれば私どもは大体現在の事情からいたしまして、納稅はいう困難でないのではないかと思う。この特例で緩和いたしました三分の一の場合は三回にわけて納めてもらう、こういう措置をとつたわけであります。この措置をやりますれば私どもは大体徴収が現金的でできるかどうか、こういう問題をひとつ考えて行きますと、この特例で緩和いたしました三分の一の場合は三回にわけて納めてもらう、こう

て状況もどちらかといふと比較的よいらしい。従いましてそういう企業の場合においては、今申し上げましたような

ように大規模企業では創合高収益であります。中小企業と申す段階におきましては、かなり経理上困難な事情がある。しかも現金的にはきわめて逼迫しておるので、みならず、納稅資金として金融はまず梗塞されたと見てよろしい

主税局長は、立案の当局者としてどういうふうな御感想を持つておられますか。

○平田政府委員 この法人税がかかることは、宮幡さん御指摘のように、前帳簿価額のありましたのをゼロに落としたとき、それだけ損金に見てゐるわけでありまして、その際に課税してないでの、今回さらに帳簿価額を上げますと、前減税にする、こういう意味であります。

○宮幡委員 参考のために国税局長官にお伺いいたしました。

○高橋(衛)政府委員 私ちよつとただいまよく聞いておりませんでしたので……。

○宮幡委員 ただいまの主税局長の御説明でよくわかりました。同時にそのくらいめんどうを見ておれば、これの差額をプラスしたものになるであろうと思うが、その場合の減価償却はどういうふうにお取扱いになるか。この

器具を取得いたしました場合の帳簿価額は、当然その固有の旧帳簿価額にそろそろあると見るのが常識であろうと思います。しかも私がこの要綱あるいは他の法律の読み方が悪いのかもわからませぬが、再評価の場合には、旧帳簿価額までの未償却の減価償却の分について、これを損金に落すことを認めることが明らかであります。こ

れに對応する償却はさかのぼつて認める。それはどうもさかのぼつて認めるといふべきではないかと思うのでございません。あくまでもゼロにしていた場合につきましては、「一應旧帳簿価額に復活

に定むる事業者に機械器具を交換してやる。これはすでにそういう機械器具が出たときに、何らかの機会に私ちよつと質問した覚えがあるのであります。が、この場合には、交換した差額、これは現金で払う、その差額は現金で取立てるんだ、こういうことが書いてあります。が、この場合には、取立ての是非善悪の問題については、これはまた国有財産法の特例についての問題で検討いたしますが、もし差額を払つてその機械

器具を取得いたしました場合は、それが対応する償却はさかのぼつて認める。それに今度またより以上価値のあるものを取得したわけでございまして、その追加部分につきましては、これに對応する償却はさかのぼつて認めるといふべきではないかと思うので、やはり新しく

取得いたしましたときから償却を認められる、こういうことに相なるかと存じます。

○宮幡委員 それではその場合におきましては、お示しの例によりますと、百万円といふ旧帳簿価額の分について

五十五万円という追加した部分について五十万円といふように対しましては、百五十万円の機械と交換して差額の五十万円を現金で払つた、こういう場合におきましては、受入れました資産の帳簿価額は百五十万円、その差額の五十万円は経費として認めません。御承知の通り資本支出

帳簿価額に相なるかと思ひますが、その場合におきましては、もちろん新しい

出で参ります差額は、かつての特別損失を損金に落した等の慣例に關連いたして、減価償却が計算される、こういうことに相なるかと存じます。

○宮幡委員 その場合に、さかのぼつて減価償却を認めるかどうか。

○平田政府委員 さかのぼつて減価償却を認めるというのは、どうも少し行き過ぎではないかと思うのでございません。あくまでもゼロにしていた場合につきましては、「一應旧帳簿価額に復活

してもらいまして、その旧帳簿価額に復活しました限度におきましては、それが対応する償却はさかのぼつて認めるといふべきではないかと思うのでございません。お聞きしておけば一応よからう、これまで償却を認めていないのでございま

すが、帳簿価額に對応する部分の償却につきましては、これはさかのぼつて免除することを認めよう、償却をすることを認めよう、一方から行きますとそういう措置も講じておりますので、今ゼロとして計算しておりますので、今まで償却を認めていないのでございま

すが、一度もゼロにしていた場合につきましては、「一應旧帳簿価額に復活してもらいまして、その旧帳簿価額に定むる事業者に機械器具を交換してやる。これはすでにそういう機械器具が出たときに、何らかの機会に私ちよつと質問した覚えがあるのであります。が、この場合には、交換した差額、これは現金で払う、その差額は現金で取立てるんだ、こういうことが書いてあります。が、この場合には、取立ての是非善悪の問題については、これはまた国有財産法の特例についての問題で検討いたしますが、もし差額を払つてその機械器具を取得したわけでございまして、その追加部分につきましては、これが対応する償却はさかのぼつて認めるといふべきではないかと思うので、やはり新しく取得いたしましたときから償却を認められる、こういうことに相なるかと存じます。

昭和二十七年四月三日印刷

昭和二十七年四月四日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所